

平成26年3月12日

◎中内委員長 ただいまから産業振興土木委員会を開会いたします。（10時00分開会）

本日の委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

#### 〈都市計画課〉

◎中内委員長 それでは、都市計画課の説明を求めます。

◎天野都市計画課長 それでは、都市計画課の26年度当初予算、25年度補正予算及び条例その他の議案について説明をさせていただきます。

初めに、平成26年度の当初予算から説明いたします。

資料②の議案説明書、当初予算の509ページをお願いします。

歳入につきまして、中央の節の区分欄で説明いたします。

まず、7分担金及び負担金は、県単の街路事業に対し、関係する市に負担をいただく都市整備費負担金と同じく社会資本整備総合交付金事業などで行う街路事業や土地区画整理事業に対して負担をいただく都市施設整備費負担金です。

次に、8使用料及び手数料は、屋外広告物の許可や業者登録に係る手数料と開発許可に係る手数料です。

9国庫支出金は、都市施設整備費補助金で、その内訳は社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金及び市町村事業の指導監督交付金となっています。

12繰入金は、地域経済活性化・雇用創出臨時基金の繰り入れです。

510ページをお願いします。

14諸収入は、都市計画基礎調査の経費に対して、関係する市や町から協定に基づいて負担していただくものなどです。

15県債は、街路事業の財源となる都市計画事業債です。

次に、歳出予算でございます。次ページをお願いします。

都市計画課の平成26年度当初予算は、総額12億4,296万1,000円で、対前年比61%となっております。これは単独、公共を含めた街路事業費の減によるものです。詳細は、後ほど説明をさせていただきます。

下段1目の都市計画費から右側の説明欄で順次説明をさせていただきます。

1都市計画策定費は、都市計画審議会の運営経費や調査など委託料、全国都市計画協会などの関係団体に対する負担金と職員研修の負担金など、都市計画の策定にかかわるものです。このうち調査等委託料では、都市計画法第6条に定められています都市計画区域の現況及び人口、産業など将来の見通しについて都市計画基礎調査を行うもので、26年度は高知広域都市計画区域で都市構造分析を本山、佐川、越知、窪川の4都市計画区域で人口、産業、土地利用などの調査を行います。

また、高台移転を考える市町村とともに地域の実情を踏まえた検討を行うための経費を

事務費の中で計上しています。

512ページをお願いします。

2 都市計画規制費は、開発審査会の運営経費や開発許可台帳電子化委託料及び被災宅地危険度判定士の養成にかかわる経費です。

次の2目の都市整備費の1屋外広告物等指導規制費は、屋外広告物審議会の運営経費や、次のページにあります屋外広告物業者などを対象とした講習会の開催経費など、屋外広告物の指導規制にかかわるものです。

2 都市計画街路単独事業費は、県単独事業として安芸中央インター線など5路線の整備を行うものです。25年度と比較して3億9,000万円の減となっていますが、これは介良通り線と朝倉針木線の用地買収がおおむね完了したことや、来年度残る物件の収用裁決を予定しておりますことから、工事の進捗が見込めないことなどによるものです。

次の3目都市整備費は、国の交付金事業にかかわるものです。

説明欄の1都市計画街路事業費は、社会資本整備総合交付金や防災・安全社会資本整備交付金を活用しまして、朝倉針木線など6路線の整備を行います。25年度と比較して約2億200万円の減となっていますが、これも先ほどの説明と同じく介良通り線と朝倉針木線の用地買収がおおむね完了したことや来年度残る物件の収用裁決を予定しており、工事の進捗が見込めないことなどによるものです。

なお、秦南団地に高知市北消防署、高知赤十字病院が立地することに伴い、産業道路から秦南団地、県道高知北環状線を結ぶ高知駅秦南町線の整備に着手するための測量調査費や設計費用を県単独事業、交付金事業にそれぞれ予算計上をしております。

514ページをお願いします。

2 土地区画整理事業費の組合等施行区画整理事業費交付金は、土佐清水市において施行されております土地区画整理事業に対して、事業者の清水第3土地区画整理組合に交付するものです。25年度と比較して約1億8,000万円の減となっていますが、これは都市計画道路大通り線などの整備が一定完了したことによるものです。都市計画街路単独事業費、都市計画街路事業費、土地区画整理事業費とも25年度予算からは大きな減となっておりますが、26年度の事業進捗に必要な予算については、確保されておると考えております。

3 市町村都市計画街路事業指導監督事務費は、市町村の行う街路事業や都市防災事業等に対する県の事務費です。

当初予算につきましては以上です。

続きまして、平成25年度補正予算につきまして説明をさせていただきます。

資料④の議案説明書、補正予算の262ページをお願いします。

歳入欄につきまして、節の区分欄で説明いたします。

(9) 都市整備費負担金、都市施設整備費補助金及び(9) 都市計画事業債について

は、国の内示額との差額についてそれぞれ減額をしております。

なお、（８）都市施設整備費補助金のうち、防災・安全社会資本整備交付金については、内示増となっております。

次に、（１）土地売払収入は、都市計画課が所管する高知市栄田町の土地の売払収入です。この土地は、高知駅周辺土地区画整理事業により換地された土地で、高知駅前仮交番として使用していましたが、交番の完成により土地の返却を受けましたので、11月に売却したものです。

次のページをお願いいたします。歳出予算でございます。

3目都市施設整備費は、国からの内示額との差額により1億6,168万円を減額しております。

次に、繰り越しでございます。265ページをお願いします。

2目都市整備費の都市計画街路単独事業費は、介良通り線など4路線におきまして、用地の取得に係る移転先の確保などに不測の日数を要し、年度内の完成が見込めなくなったことなどから、5億7,429万6,000円の繰り越しの予定額についてお願いするものです。

また、3目都市施設整備費の都市計画街路事業費は、安芸中央インター線など3路線におきまして、工作物等の施設に係る補償交渉において不測の日数を要したことなどから、4億1,746万3,000円の繰越予定額についてお願いするものです。

土地区画整理事業費は、清水第3地区において、道路工事における通学路の安全確保対策について関係機関との協議に不測の日数を要したため、事業実施主体である組合から年度内に完成しないとの協議を受け、やむを得ないと判断しましたことから、7,790万3,000円の繰越予定額についてお願いするものです。

また、市町村都市計画街路事業指導監督事務費は、市町村が施行する事業が繰り越しとなることから、この分の事務費の繰り越しをお願いするものです。

次に、条例その他の議案について説明をさせていただきます。

議案第45号高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案でございます。

資料⑥、議案説明書、条例その他の111ページ、新旧対照をお願いします。

第53条の租税特別措置法等に係る事務の手数料の表のうち、左端の事務の内容の欄、番号1手数料の名称で申し上げますと、優良宅地造成認定申請手数料が当課で所管する部分となっております。今回、手数料徴収条例に租税特別措置法から引用しております関係規定について、同法の改正による条項ずれが生じておりましたことから、新旧対照表のとおり運用規定の整理を行おうとするものでございます。

再び資料番号5に戻っていただき、205ページをお願いします。

第95号県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案でございます。

当初予算で御説明いたしました、今回秦南団地に高知市北消防署、高知赤十字病院が立地することに伴い、高知駅秦南町線の整備に着手することとしております。

高知市と整備費用の負担について協議を行い、県市が地方費分を折半することについて合意しましたことから、本表の街路事業につきましては、「ただし」から始まる括弧書きの部分を県単独街路事業につきましては、次ページ、下段3行目の都市計画街路事業以降の部分につきましては、それぞれ追加を行うものです。

前のページに戻っていただきまして、県単独連続立体交差関連事業に関する項目について、平成23年度に連続立体交差事業が完了したことに伴いまして、あわせて廃止を行うものです。

以上で都市計画課の説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

◎中内委員長 ありがとうございます。

これから質疑を行います。

◎樋口委員 この繰り越しですね、その安芸インターの工作物などの移転いうたら、具体的に何です。

◎天野都市計画課長 安芸の公園がございます。その公園の移転先の部分にちょっと時間がかかったようです。

◎樋口委員 郵便局は、当初はことし買収の予定じゃなかった。

◎天野都市計画課長 郵便局につきましては、ことし交渉に入らせていただいています。入ったところ、今の構内再築はできないということで、構外再築でまず移転先を決めなくてはいけないということと、あと四国の中で同じような案件、愛媛県だと聞いてますが、できればそちらが一段落ついた27年、28年で移転をしたいという向こうの意向もありまして、26年度にオンライン等ありますので、詳細な調査をして、できれば27年度当初に契約して、27年、28年ぐらいの移転ということで、郵便局とは交渉を進めていると聞いております。

◎樋口委員 27年、28年に移転しよったら、郵便局の取り壊しも含めて、あそこの道の完成は当初の目標より大分おくれるんじゃない、最初聞いた話は、一番の繁華街を先に決着つけて、それからインターのほうに伸びていくということでしたよ。安芸市民から見たら、虫食いみたいな状態になってるわけです。ここらあたり、手順的におくれていきゅうじゃないんですか。

◎天野都市計画課長 この事業計画については、30年度完成目標で当初から進んでおります。その中で、28年度ぐらいまでに完全に全部の用地を済ませたいということで、南から順次用地交渉を進めております。そのうち、ほぼことしじゅうに物件等の調査等も終わっております。ただ郵便局につきましては、相手の事情ということで、その他の部分の補償とかについては、26年度にほぼ完了の予定で進んでおります。それから後、工事につき

ましてはくろ鉄の下を抜く工事が1つあります。そこが一番時間かかると思ってますし、橋梁についてはもう来年度から下部工へ着手する予定になっておりますので、今のところ30年度までには完成するんじゃないかと。

それと、一定大きなお金で用地交渉が進んだ中でも、4億円、5億円程度と来年度また3億円ぐらい、用地が入ってますので、かなり連続した用地ができた区間については、事務所としても工事に入っていくと聞いております。

◎樋口委員 市民からいろいろ批判が出てるのは、既に用地取得している場所で、そこで砂利をずっと敷いて、その砂利の状態がもう一年たつんですよ。早くここを舗装してくれたら安全な広い道になるのに、舗装してくれとの声がいっぱいあるんですが、それは全部郵便局も完成してからという話で、一体砂利のままで、いつまでも置いておくんです。

◎天野都市計画課長 可能なところは、もう来年から工事に入る予定で聞いております。郵便局につきましては、どうしてもちょっとおくれるということですので、来年ある一定かなり用地が進みますので、できるところについては順次進めていきます。

それと、委員御存じのように西側に水路がありますので、そちらの切りかえとか連続性とかいうところで、可能なところはもう来年から工事へ入っていくと。ただ、今のところ1年目、2年目についてはどうしても用地が主で進みますので、用地をまず買ってくださいという希望があるところ、交渉がまとまるころについては、どうしても工事よりも用地をまずは先行して事業としては進めているところは実情ではございます。

ただ、来年につきましてはある一定進みますので、事務所のほうも工事ができるころについては、可能な限りやっていくということで聞いてます。

◎樋口委員 まあ早うやってください。市民、結構もう皆さんいろいろ言ってますよ。

◎土居委員 産業道路から秦南団地のその整備事業、将来的なことで構いませんが、あれは4車線化ですか。

◎天野都市計画課長 4車線でございます。将来的には市道になります。

◎土居委員 それと、日赤及び北消防署までいうたら、絶対交通の流れも変わってきて、どうやっても交通量も多くなると、災害時に向けても道の確保というのは迫られると思いますが、あそこから下の比島橋までの間に橋がないがですわ、御存じのように比島橋は北詰からちょっと迂回して高速インターのほうへつながっちゃう変則的な道路計画ですので、あの間の架橋というような計画はないですか。

◎天野都市計画課長 今のシキボウの団地の東側に1つ道路がございます、水路を挟んで、それを真っすぐにもう一本、橋をかけるという要望が地域から出てますけれど、できるという返事はようしてないと。今かかっています現橋の久万川橋を使いながら4車にするのか、あの間が4車の橋梁になって、その間に新たな橋ということについては、今のところできるという返事は多分どこもできてないと思います。

◎土居委員 そのときに問題になるのは何かあるがですか、地元から要望が出ちゅうみたいなんですけど。

◎天野都市計画課長 どちらにしても市道になりますので、市の優先順位とかということで、いろんな水路、水の問題とか説明会の中で出ておりますけれど、市としての優先順位という中で、県としてできるところ、できないところを要望を聞きながら、今市と調整しながらやってる状況でございます。

◎池脇委員 関連ですけれども、29年の4月に北消防署が先に開署すると、2年おくれの31年に赤十字が開院という予定ですよ。それで、道路は31年の日赤の開院に合わせて開通するような計画と聞いていましたが、それはそうですかね。

◎天野都市計画課長 消防署につきましては、必ずしも市道でなくても今の状態でも消防署の開署はできるということをまず聞いております。

それと、病院が31年3月ですんで、要は今のシキボウの跡地と久万川橋までの間をつなぐに用地がどうしてもネックになりますので、そちらに今全力を挙げて、実際まだ概略設計ができてないような状態で来年度予算をお願いしてますし、1年早いようなことで考えておりますけれど、31年の開署に向けてできるだけ早く着手したいということで、全力を挙げて用地交渉に入っていくと、工事自体は平面的なものですのでそれほど時間はかからないと思っております。マンション等がございますので、とにかく用地交渉に2年ぐらい全力を挙げてやっていきたいと思っております。

◎池脇委員 北消防署が開署しても、道路がまだ南には抜けてない状況ですよ、想定できるのは。そうなりますと、消防署の救急車とか消防車の出入りが北の産業道路に一本で出ていかなくちゃいけないという状況が発生をします。2年間そういう期間が設けられるわけなんですけど、今でもあそこの入り口が大変な混雑する状況になってます。そういう状況の中で、その2年間ですね、スムーズに救急車とか消防車が入り出できるのかということについては、市とはどういう話し合いになってるんですか。

◎天野都市計画課長 北消防署、道路が完全に抜けるまでは、今あります江ノ口の消防とか、現存しております消防署で一定機能を残すと、そういう委員の御心配のようなことがないように、ある一定機能を残しながら、順次移すということで聞いております。

◎池脇委員 もう一度。

◎天野都市計画課長 北消防署のほうへ一定の消防署を統合するわけですけど、今こちらにある江ノ口消防署ですね、その救急とかいう部分の消防機能も含めて、一定残しながら、向こうへ道路ができる間までは現の消防の機能を残していくと聞いてます。

◎池脇委員 ということは、29年4月の開署というのは、消防署の機能、救急機能という、そのための北署やけれども、道路がつながるまではその2つは今のところでやると、2年間別のことをここの北署がやるということですか。

◎天野都市計画課長 その分については、北消防署としてその出口に関係ない北の部分  
を1点持ちながら、南に抜けるまでに、時間がかかるものについては、今の現に  
あります消防署に一定機能を残すと、完全に移るまではちょっと並行してやる  
ということを聞いて  
ます。

◎池脇委員 これ2年間ですからね、普通、都市計画でこういうことをやる  
場合には、一定条件をちゃんと整えてからということになると思うんです。  
5年間あるわけですから、こと  
しから含めて。その消防機能が十分でないのに、29年に北署を開署する  
とかいうことで、  
しかしその機能を発揮できないから、今現状のところその間は業務を  
分ける。分けるん  
だったら、29年に開署する必要はないわけでしょう。そのあたり住民  
にも迷惑がかからない  
ように、しかもそれが移転した場合、十分機能果たせるように準備を  
整える。そういう意  
味で、道路がその29年4月までにはできないというのなら、これかなり  
無理があるんじゃないかと、道路ができるまで待ってもらおうとかい  
うようにきちっと整理したほうがええん  
じゃないかなと思うんですよ。29年4月に開署するのなら、それま  
でに道路もきちっと開  
通させるというしっかりした目標を立ててやらないと、何か曖昧に感  
じるんですけれど  
も、そのあたりはどうなんですか。

◎天野都市計画課長 消防が移転すると起債とかいろんな関係があ  
って年限が切られてる  
んだと思うんですけど、それはまた市が考えてやっております。市  
としてそういった市民  
の方の心配にならないような体制で消防体制を整えていくというこ  
とで聞いております。  
我々は、消防とか病院ができるところでどうしても道路が必要とい  
うところで、高知市道  
の整備を県が担ってやるということで今考えております。市の消防  
の体制をどうこうい  
うところまでは申し上げられません、県としてはよう入ってない  
ところは実情でございま  
す。

◎池脇委員 確かに市道であって、それを県がお手伝いするのは  
わかります。けれども、  
都市計画はかちっと一貫したものでないといかんのじゃないですか。  
だから、道路整備が  
できてないとなったら、県の工事だと県のほうに批判来ますよ。  
一方、消防署はできて  
る。道路ができないから救急車も消防車もこっから動かないんだと、  
前のところから動い  
てるといふんやったら、それは何のために29年に開署するんだと、  
建物だけ開署したってし  
ょうがないだろうと、またさまざまな意見が出てくるんじゃない  
ですか。

◎天野都市計画課長 北消防ができることによって、北部方面への  
効用はありますので、  
今あるものを一定残していくということで、北ができて、全部が  
南だけの北消防署やない  
です。土佐山とか、産業道路から北のほうについての分は、一定  
移せる機能があると  
高知市は考えて計画を立てておると考えております。

◎池脇委員 私が言うのは、出口が北側だけしかないということ、  
そこに全部集中しちゃ  
うんで、今でもその北側の出口のところ、出入り口のところ  
が混雑してるわけでしょう、そ

ちらの改修もきちっとあわせてできて、当面は2年間、北からの一方的な出入りになりますというのであれば、北側の出入り口もきちっとこういうふうな形にするという説明があれば納得するんですけども、今の形状のままでやったら大変な混雑また事故等にも結びつくんじゃないですか。

◎天野都市計画課長 今から都市計画決定して来年度事業着手ということですので、道路自体については現状の中で、消防のほうもどういう運営していくかということと、あと現実的にはかなりスペースはございますので、実際救急サイレン鳴らすとか、今あそこの中では駐車場等広く舗装しておりますので、出口については救急サイレンで出ていくということで、どちらにしろ、去年の8月に県市がああいう形で同意した中で整備を進めていく中で道路の整備が必要ということになっております。その中で、どうしても時間がかかりますので、最低でも2年、3年とか5年とか、言いましたように久万川までつなげるにしても、実際用地の交渉へ入れるのが27年の後半ぐらいからだと思ってますんで、それからいきますと久万川までつなぐには、いくら早くても病院の開院が限界ぐらいの工程を今考えてます。その中で、各施設の方の運営をそこで考えていただくしかない、そこまで含んで都市計画の中で、施設の運営とかということまでは至ってないというのが現状でございます。

◎池脇委員 よく立場わかりました。けれども、県市でちゃんと話し合いをしてやってるのであれば、やっぱり言うべきこと、課題についてはきちっと提示して市からも明確な答えをとらないかと思えますよ。それはぜひ対応していただくよう要請しておきます。

◎中根委員 手数料の条例改定のところで教えてください。

優良宅地造成の申請手数料は、具体的にどうなるのかがよくわからないのですが、具体例が。

◎天野都市計画課長 この条項の条ずれだけの修正でございますので、現実的な手数料の金額は変わりません。現実的には面積で決まっております、今のところ面積で一番少ない金額で手数料としては13万円と決めています。

◎中根委員 条項がその第2項11号が14号になってとか、そういうのはわかるんですよ、その中身がよくわからない。例えば今議会には消費税増税に伴ういろんな精査をして、この部分だけを消費税分を除いて、さらに値上げをという、そういうのがあるんですが、その流れですか、この条例。

◎天野都市計画課長 この分については、それとは全然違います。平成17年当時に本元の租税特別措置法の条項が変わったとき反映させていなければならなかった部分が抜けていたということで、消費税とは全く今のところ関係はございません。

◎中根委員 何か重大なその見落としがあって、この条項を入れんといかんということなんでしょうか。



◎天野都市計画課長 今回ですね、こういう調査がありまして、各課、きのう用地対策課も同じように説明しております。要は本元のもとにある法が変わった時点で、それに基づいた条例をつくっておりますので、その本元の条項がずれた時点でやらなくてはいけなかったんですけど、実際はおくれて、全庁的な調査をした中で出てきたものでございますので、これにもありますけれど、資料番号5の24ページですか。

◎中根委員 見たけど、よくわからないんで、24ページですよ。

◎天野都市計画課長 24、25ページでございます。これが全庁的な条項ずれの今回議案提出されていた部分に関して、私が説明した都市計画法に関する優良宅地の分の条項ずれということでございます。

◎中根委員 わかりましたけれど、私たちが見るときに、もし可能であれば、この条項のもう少し条文そのものが出てくれば、ああこういうことがあるんだなということがわかりやすいと思うので、なるだけわかりやすい資料、それをつくっていただくように要請しておきたいと思えます。

◎天野都市計画課長 今後そうさせていただきます。

◎依光委員 都市計画のマスタープランのことです。香美市も都市計画に入ってます、高知市、南国市、土佐山田町、それといの町が入ってます。移住政策とか高台移転とか言われる中で、この線引き、市街化調整区域があるゆえになかなか進まないということで、来年度やるだろうなと思ってたら高知市のほうが早く出たんですが、そこら辺の南国市、香美市含めて市町村とどういう議論になっているのですか。

◎天野都市計画課長 調整区域、線引きといいますけれど、その見直しについてはある一定22年に検討した中で、その線引き制度は堅持していくということで、高知広域の各市町村と、線引き自体の制度はまあ進めていきますと。と言いながら、きのう新聞に出ておりましたように、どうしても高台移転等考えたときに、その線引きで調整区域に全く家が建たないとか、そういうことではいけないということで、地区計画という制度がございまして、調整区域でも要はこういうものを建てますとか、ちゃんとした計画を持って、特にインフラの道路とかいうことなんですけれど、計画を持ってすれば、ある一定開発が可能という制度がずっと前からあるんですけれど、それをより具体的に高知市については進めていきたいということと、あと香美市も議会から要望等出てきておりました。

ただ、要は人口がどんどん今から減っていく中で、市街化区域内でもやっぱり空き地、空き家が今でもありますし、今からも出ていくということで、今国、県のほうもですけど、集約型とかコンパクトとかいう名のもとに、できるだけ町へ集める施策をとっております。その中でどうしても移転とかいうことについては、まずは計画的な移転をお願いしますと。地区計画というのは都市計画決定の手続きがありまして、個人の方が開発できるところで開発する分については、開発許可の基準だけが整えばいいんですけれど、地区計画

というのは都市計画決定の手続になりますので、それは公報、公聴会、説明会とか、市民町民全員を対象とした法的な説明をした後で、その調整区域をつくることによって新たな道路もつくる、上水道も引っ張るとかというような全体的な社会インフラのコスト増に対しても、そこへ建築とか開発が可能になることのほうがその市なり町にとっていいことだと判断をしていただいたら、地区計画という手続をとって調整区域にしていっていただきたいというのは県の考えでございます。

◎**依光委員** 市街化調整区域なので、基本的には農地とかに建物を建てないという計画なんですよね。香川県とかは、もうそれを撤廃しましょうという話もあって外してしまっただと。

ただ、きのうも観光のほうで議論があったんですけど、例えば昔ながらの農家とか、そういうところで空き家になってしまうと、それを活用しようにも調整区域内の空き家っていうのを有効活用しようとしてもなかなかできないと、それを買いたい人がおっても、許可とか県のほうに話をして、農家じゃなかったらいかんよとか、いろいろそういう矛盾が出てきてるんですけど、認識はどうですか。

◎**天野都市計画課長** 調整区域ですので、新たに家を建てることは非常に難しいと。ただ、先ほど言いましたように、今あるものについてどうしていくか、事情があって売ることも許可をとれば可能でございます。別に財産を持ってないとかいう要件はあるにしても、それも可能は可能でございます。ただ、その市街化区域だけでなく、調整区域の家についても空き地、線引き前宅地というような空き地とか空き家も当然出てきますんで、特に移住者を対象としての貸し家は許可できるようにするとか、ちょうど今検討しておるところでございます。

◎**依光委員** 例えば高知市内の沿岸部の方が津波も心配なので香美市に住みたいと、調整区域内の空き家を買いたってなったときに、実際に財産があって、その沿岸部に家があると買えんとか、そういう話も聞いたんですけど、その辺は。

◎**天野都市計画課長** 今のところ、それは認めてないです。海岸部の方が、高台とか津波の被害ないところへ移っていただくことはいいんですけど、海岸部に仮に家が残ったときに、そこをまた貸し家とかにして別の方が入れられるようなことがございます。一番私たちが高台移転で心配し、課題に思ってるのは、海岸部で高台なり移転した方がそのもとの土地に、災害危険区域とかある一定法的な規制なりかけて、海岸縁の家が使えないような形になって、それから高台へ行っていただけるのであればいいんですけど、なかなかそこまでは今法で縛れませんので、海岸部にいる方が高台移転して、ほなここに家があるからといって、また別の方が入れるといった一緒の危険を繰り返すことが、海岸縁の方が高台移転することを許可する、しないとかいう中で一番の検討課題やと思っています。

◎**依光委員** 市街化調整区域の関係で、住民の方にいろいろ聞かれて都市計画課の方と議

論することもあるんですが、今回マスタープランということで高知市からも出てきたんで、香美市もつくりたいと思ってますし、そもそも市街化調整区域を香川とか撤廃したところもあるわけで、それが本当に山田に必要だったのかという議論はずっとあって、そういうことも含めて、議会も今議論をしてますんで、来年度はしっかり議論をしていただいて、移住政策を県がやってる中で、空き家が活用できないのは非常に問題やと思うんで、ぜひその辺は来年度に向けてしっかり議論をよろしくお願いします。

◎天野都市計画課長 空き家の検討については、今実際始めてます。現にある空き家の利活用については、本当にその移住者だけに限ることがいいのか、もう空き家で現にあるものであれば一定許可といいますか、そのまま空き家として賃貸として認めることも含めて、よその県の事例も調べながら、どうするのか今検討してるところです。それも含め香美市も含めまして、特に線を引いてます高知広域の都市計画区域の担当の部署と協議する予定で今考えて進んでおります。

◎中内委員長 ほかに。

(な し)

◎中内委員長 なければ終わります。

#### 〈公園下水道課〉

◎中内委員長 次に、公園下水道課の説明を求めます。

◎長野公園下水道課長 それでは、公園下水道課の平成26年度一般会計当初予算案について御説明いたします。

資料番号②当初予算の議案説明書516ページをお開きください。

歳入につきまして、主なものを御説明いたします。

7目分担金及び負担金の節欄にあります公園費負担金は、都市公園事業に対する市町村負担金です。

中段の8使用料及び手数料は、節欄に記載のとおり公園施設の使用料と浄化槽保守点検業者登録手数料などの収入です。

9目国庫支出金のうち公園費補助金は、説明欄に記載していますように、都市公園事業に係る社会資本整備総合交付金と防災・安全社会資本整備交付金及び市町村事業の指導監督交付金です。

次のページは、下水道費に係る交付金です。説明欄の農山漁村地域整備交付金は、団体営農業集落排水事業に対するものです。

12繰入金は、地域経済活性化・雇用創出臨時基金からの繰り入れでございます。

14諸収入は、五台山公園と水道を共用しています牧野植物園ほかからの分担金などです。

15県債は、都市公園の建設事業費の財源に充てる起債でございます。

519ページをお願いいたします。

歳出予算について御説明いたします。

公園下水道課一般会計の平成26年度当初予算は21億3,859万2,000円で、対前年比3億1,391万4,000円、17.2%のプラスとなっております。経常的経費は対前年比8.3%、投資的経費が27.8%のプラスで、これは主に都市公園管理費及び都市公園単独事業費の増額によるものです。

まず、公園費ですが、右側の説明欄1、都市公園管理費は、春野総合運動公園ほか11公園の管理に要する経費でございます。

次のページの管理等委託料は、指定管理者に対する管理代行料や直営公園における清掃委託などに要する経費です。

2の都市公園単独事業費は、都市公園の維持修繕、改修に要する経費でございます。春野総合運動公園野球場の耐震化設計や運動広場の改修などを行うほか、のいち動物公園の汚水処理施設の機器更新、土佐西南大規模公園のテニスコートの修繕や津波避難施設の調査、概略設計などを行うこととしております。

3の都市公園事業費は、国の交付金を活用して都市公園の施設整備を行うものでございます。春野総合運動公園の水泳場のプールサイドの改修や体育館の空調設備の設計などのほか、総合防災拠点に指定されています室戸広域公園に屋内運動場の建設を行うものです。

次に、5目下水道費です。右の説明欄1の団体営農業集落排水事業費の農業集落排水事業費補助金は、10市町村が既存施設の機能強化や今後の長寿命化に向けて処理施設の診断を行う事業に対して補助をするものです。

3浄化槽設置管理推進事業費の浄化槽設置整備事業費補助金は、浄化槽の設置に際し補助を行う市町村に経費の一部を補助するもので、平成26年度は市町村の要望を踏まえて1,195基の1億4,064万7,000円を計上しております。

5の流域下水道事業特別会計繰出金は、特別会計により実施しております流域下水道施設建設費における県債の元利償還金に充てるもので、内容につきましては特別会計で御説明をいたします。

続きまして、523ページをお開きください。

この債務負担行為は、先ほど申し上げました室戸広域公園屋内運動場の整備のために平成27年度に必要な経費を債務負担行為としてお願いするものです。

続きまして、709ページをお開きください。

中ほどののいち動物公園と春野総合運動公園の管理運営委託料は、12月議会で議決をいただきましたそれぞれの指定管理者が管理するために必要な経費を債務負担行為としてお願いするものです。

続きまして、特別会計を御説明いたします。807ページをお開きください。

流域下水道事業費の歳入予算でございます。この特別会計は、高知市、南国市及び香美市の3市で構成する浦戸湾東部流域下水道の管理及び整備に係るもので、1目負担金のうち、(1)流域下水道管理費負担金は、流域下水道の運営管理に要する費用につきまして、関係3市が処理水量に応じて負担する負担金です。

(2)流域下水道事業費負担金は、流域下水道の整備に要する事業費について、関係3市からの負担金です。

2目国庫支出金は、流域下水道事業に対する国の交付金です。

4目繰越金は、流域下水道管理費における前年度までの余剰金を繰越金として流域下水道管理費に充当するものです。

6目県債は、流域下水道事業費に充当する下水道事業債です。

次のページをお願いいたします。歳出予算でございます。

特別会計の平成26年度当初予算は13億6,567万3,000円です。高須浄化センター管理運営費や施設の老朽化対策工事費等の増により、対前年度比2億2,392万円、19.6%の増となっております。

まず、下段の1目流域下水道管理費は、浦戸湾東部流域下水道の維持管理を行うための経費です。

右のページの右の説明欄にあります管理運営委託等委託料は、高須浄化センターの運転管理に要する経費です。

次の廃棄物処理委託料は、高須浄化センターから発生します下水汚泥を処理する経費でございます。

修繕工事請負費は、水処理施設や汚泥処理施設などの修繕に要する経費を計上しているものです。

なお、これらの経費は、全額関係3市の負担金で賄われております。

2目流域下水道事業費ですが、ポンプ棟、管理棟の防水工事などの南海地震対策や汚泥処理施設長寿命化工事など老朽化対策を実施するほか、施設を今後段階的に整備していくための計画策定などの経費、地方債元利償還金などを計上しております。

811ページをお開きください。

高須浄化センターの汚泥処理施設の設備整備のために平成27年度に必要な経費を債務負担行為としてお願いするものです。

下の欄は、同じく高須浄化センターの建設工事費に係る起債の現在高でございます。

続きまして、平成25年度一般会計補正予算について御説明いたします。

資料④補正予算説明書の267ページをお開きください。

歳出予算ですが、都市公園事業費の減額は、国の防災・安全社会資本整備交付金が内示

減となりましたので、減額補正を行ったものです。

次のページの浄化槽設置管理推進事業費につきましては、市町村からの要望額に対して国からの割り当てが1,647万3,000円下回ったために減額補正をするものです。

流域下水道事業特別会計の繰出金につきましては、特別会計で御説明いたします。

次のページの繰越明許費の追加につきましては、市町村工事遅延のため、指導監督事務費について繰り越しをお願いするものです。

下の欄の変更分につきましては、室戸広域公園の運動場整備のため、盛り土工事などにおいて計画調整に不測の日数を要したため、繰り越しをお願いするものです。

続きまして、特別会計の補正について御説明をいたします。382ページをお願いいたします。

歳入のうち流域下水道管理費負担金は、修繕工事の請負残などにより、関係3市の負担金について減額を行うものです。

流域下水道事業費補助金は、国の補正予算に対応したことによる増額となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出の下段にあります流域下水道管理費は、入札減や緊急時に備えて計上していた修繕費が当初の見込みを下回ったことなどにより、減額となったものです。

次のページの市町村派遣職員費負担金は、高知市からの派遣職員2名の人件費を高知市へ負担金としてお支払いするものです。

2目流域下水道事業費につきましては、歳入で説明したとおり、国の補正予算を活用し、高須浄化センターの南海トラフ地震対策を推進するものです。

以上、特別会計で1億326万4,000円の増額をお諮りいたします。

386ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更は、高須浄化センターの浸水対策工事等において、津波シミュレーションの実施に当たり、関係機関との協議に日時を要し、年度内の完成が見込めなくなったことから繰り越しをお願いするものです。

次に、条例その他議案について御説明いたします。

資料番号⑤条例その他の10ページをお開きください。

第43号議案高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県立自然公園条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。

これは県の権限に属する事務である浄化槽法に基づく事務を一部市町村に権限移譲するに当たり、条例改正を行うものです。これまでは浄化槽法に基づく事務は、安芸市、宿毛市、土佐市の3市に権限移譲済みですが、平成26年4月1日から本山町と津野町の2町において権限移譲を行うものです。

次に、134ページの第78号議案、高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案と140ページの第79号議案高知県立池公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。

この2つの条例改正は、12月議会でも同様の条例改正をお諮りしましたが、消費税法の一部改正等を考慮しまして、条例で定める利用料等を税抜き価格とし、平成26年4月1日以降、引き上げられる消費税額及び地方消費税額を加算することができるよう必要な改正をしようとするものです。

以上で公園下水道課の説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

◎中内委員長 はい、ありがとうございました。

質疑を行います。

◎中内委員 大方の西南大規模公園につくる予定のその調査費が出てるんですが、これ想定津波高14メートルとなってるんです、私の資料では。これいつの津波を想定してるんですか、大方のあの体育館なんかがあるところにつくろうとしている調査費は。

◎長野公園下水道課長 今整備を図ろうとしているところは、ふるさと総合センターの西側の広場のところで想定しておりまして、その地点での津波高は約3メートル弱だと聞いております。予備高を考えて7メートル程度の施設になろうかと思っております。

◎中内委員 それはわかるんだけど、この想定津波高が14メートルちゅうのはいつの時点の津波を、要は今34メートルになつとるわけですですよ、黒潮町全体が。ここも要は34メートルの範囲内だろうと思うんですが、例えば我々の頭の中で、ほら300年前の宝永の津波を想定してるのか、150年前の安政の津波を想定してるのかによって違うのよね。例えば宿毛市なんかは安政の津波想定してるから、6メートルぐらいの堤防高という想定があるんですが、安政の津波を想定してということですか、これは。

◎長野公園下水道課長 津波高はレベル2の想定でやってまして、その地点は大方の松原のところですので、14メートルになってると思います。

◎中内委員 わかった。もう一点、特別会計流域下水道の廃棄物処理委託料2億3,600万円、これ多分下水汚泥を微生物に食わしてる、これは全量ですか。

◎長野公園下水道課長 現在は1,000トン焼却炉で燃やしまして、それ以外は全部外出しております。

◎中内委員 何年前前にその焼却炉をふやす計画があって、満杯になったらふやしていくんだと、1基か2基、あれそのまま潰してましたよね、その計画は今でも生きとるの。

◎長野公園下水道課長 焼却炉については、更新工事を行った後、その耐用年数がもうすぐ来るんで、その次の焼却炉にするのか、別のものをつくるのか今検討しておりまして、概略の案ができましたので、来年4月あたりに3市と協議して、どのような施設にしようかというのを決定したいと考えております。

◎中西委員 前にその計画聞いたときに、これから地球温暖化でとにかく熱を出さない国がそういう取り組みしてるときに、焼却炉をふやすちゅうのはおかしいんじゃないかということを行ったんですが、参考意見としてもう一度言うておきます。

◎武石委員 中西委員の前段の質問に関連してですけど、西南大規模公園の避難施設、去年私もこの現地も行きまして、関係者といろいろ協議もしたんですけど、そのときの記憶では、場所はここなんですけど、命山みたいな盛り土構造でやるような話を聞いたんですけど、今実際どういう構想なんですか。

◎長野公園下水道課長 盛り土構造も考えておりましたけども、津波で流されることも考えましてタワー形式と、それと公園にふさわしい施設でということで、タワーだけでは公園施設として余りふさわしくないということで、その内容については26年度の委託の中で考えたいと思っています。

◎武石委員 その辺が周辺景観に調和したということになるわけですかね。

◎長野公園下水道課長 景観も当然考えたいと思うんです。

◎池脇委員 関連ですけども、その避難スペースの許容量ですけども、避難者数の想定ですね、これについては利用者だけであれば210名、通常的には。だから、この210名が想定なのか、あるいはその地域に住んでいる方もいらっしゃるんで、そういう方たちもここに逃れるということもあるかもしれませんが、この想定についてはどういう協議がされてますか。

◎長野公園下水道課長 住民用の避難タワーは、黒潮町さんが別につくられてまして、住民用のタワーがありますんで、公園としては公園利用者のみを基本的に考えております。

◎池脇委員 だから、それでどれくらいの人数を想定されてるんですか。

◎長野公園下水道課長 210名ということで考えております。

◎池脇委員 広さはわかりますけど、それにどれくらいの人が、人数ですよ、その210平米にどれくらいの避難者が利用できるのですか。

◎長野公園下水道課長 1人1平米と考えておりますので、210人です。

◎池脇委員 210人ということは通常休日の滞在者数210名ですから、これが基準になると理解していいということですね。

◎長野公園下水道課長 はい。

◎土居委員 東部環境センターの防災対策で、当然浸水及び水没を想定されちゅうと思うんですが、その機能がどれほどあ停止状態になって、再開までどれくらいという想定はされてます。

◎長野公園下水道課長 基本的に高須浄化センターでの浸水深は1.8メートルぐらいと考えてます。建物敷地が1.5メートルぐらいのところにあります、大体。だから、雨水の浸入を防げば、基本的に物は破損しないだろうということで対策をとろうと考えております。



す。

◎土居委員　そういう想定やけど、災害やき想定外ということは電気系統もペアになるとか、全てが機能せんかった場合はというのは別にそれ想定なしですか。

◎長野公園下水道課長　今のところ浸水をしなければ電気系統等も大丈夫だと考えてますんで、そこまでは想定をしておりません。

◎土居委員　じゃあ、つかっても別に予備電が働くような機能は別にないわけですね。

◎長野公園下水道課長　予備電源が働くというようなことは考えておりませんが、あくまで浸水を防止するという事で考えてます。

◎土居委員　その防災のことにもかかわるがですが、南側にまだ用地がありますよね、グラウンド等にもなってますけど、前聞いたときには将来的には広げるというような話も聞いたと思うんですが、それは今も将来的な計画の中に入ってます。

◎長野公園下水道課長　将来的には汚水量がふえることを想定しておりまして、池を幾つかふやさないかんので、南側へ施設が伸びていく形になると思います。

◎土居委員　今のあの高さで、もうかさ上げ云々やなくて、増築というか広がっていくという意識でええがでしょうか。

◎長野公園下水道課長　グラウンドが一段低いところにありまして、現在の処理場は一段高いところにあります。基本的には、現在の高さぐらいまでは上げないかんと思ってます。

◎樋口委員　ちょっと小さな話だけど、安芸の県立公園ですね、そこで地域と土木とも話し合っ、平地における四国最大の紅葉の名所にしようということで、お客さん、県民に喜んでもらうために、毎年30本くらいの紅葉の木を植えてもらおうという話で進んでました。結局公園の管理が悪くて、木がばたばた枯れて、ことしだけで多分十数本だと思うんですが、桜も含めたら枯れた木が20本くらい、5年前から切り倒した木を含めたら相当な本数になるんです。自分らの管理をきれいにしてなくて、それで木を植えてくれといったら、枯れた木の埋め合わせをせないかんので、新しい木は十何本しか植えれないということです。前にもお願いしたんですが、多くの県民が楽しみにしてるんですよ。例えば車椅子の方とかお年寄りには紅葉を見れんでしょう、山だから、そういうコンセプトのもとに毎年最低30本は植えるということやってるんですが、みずからの管理責任のカバーはしてもらいたい。どう思います。

◎長野公園下水道課長　樹木について、虫が入ったり土壌が悪かったりして枯れた例があるというのは聞いております。毎年事務所の一定の金で何本か植えるということと、植えかえもやっております。順次、予算の範囲内でやっていきたいと考えております。

◎樋口委員　予算の範囲内じゃなくて、当初30本以上は植えるという話の中で枯れたので、枯れて切った木の埋め合わせを見たら予算が少なくなるでしょう、だからコンスタン

トにみずからがまいた種は自分でカバーしてコンスタントに植えてくれという地域の声なんですよ、部長細かい話で悪いけど、やっぱり枯れたから、済いません、ことしは植えませんという形になるんですか。

◎奥谷土木部長 ちょっと詳細、私もわかりませんが、維持管理はきちんとせなあかんということは多分言えると思います。

◎樋口委員 維持管理を5年前からしてる。前にも桜が枯れたでしょう。せっかく太った桜を切ってるんですよ、6本ぐらい、それでもまだことしも枯らす。それだけじゃないんです。私が本会議で言った赤野の休憩所、あそこに1本15万円のオリーブ植えました。それもカメムシがいっぱいたかって枯れよった。全然私が言うまで気づかないんですよ。

せっかく県民の税金を使って木を植えたのなら、ある程度のチェックをせんと。今その木、枯れかかってます、せっかくの木が。だから、自分らがみずからメンテナンスを忘れていて、その穴埋を当初の予算でするのはおかしいです、ちょっとそれ考えてください。多くの県民から私のほうにクレームがいっぱい来てます。

◎奥谷土木部長 御指摘の点を踏まえまして、きちんと検討しまして、対処するようにしたいと思います。

◎樋口委員 子供を持つお母さん方から結構相談があるんですが、野市の動物公園、年末閉めてます。年末年始は稼ぎどきと思うけど、年始はあけてます。都会から帰ってきた子供たち、お孫さん、どこか行こうと思ったら動物園閉まってるんです。これはサービス業だから年末年始はやっぱしあけるようにするべきじゃないんですか。

◎長野公園下水道課長 正月1日休んでますけど、正月2日ぐらいからあけると思います。年末は閉めております。当然、県の施設は条例で年末年始は大体閉めるようになってますが、動物園の場合はお正月の利用者も多いということもあって2日からあけてます。

◎樋口委員 年末にお客さんの希望が結構ある、特に商売だからね、年末年始は稼ぎどきなんです。部長、こういうことはやっぱり商売余りする気ないがですかね。

◎奥谷土木部長 商売という概念ではないと思いますけども、多くの方により利用していただくというのはやっぱり公園の施設の意味合いでありますので、そういう多くの方が来ていただくところにちゃんと合わせて運営することもまた考え方の一つだと思っております。

◎中根委員 さっき樋口委員がおっしゃった木が枯れる問題ですけど、公園管理なんかでは、やっぱり木の問題ってすごく大きいと思うんです。以前も春野運動公園のことでも木の管理がとても気になるという県民の方の声があつて御相談したことでしたけれど、一定植える木に関する何か専門的知識っていうか、樹木医とまではいかななくても、そういう意識を持っていただくというのはとても大事じゃないかなと思いますので、今どうこうというわけではないですけど、ぜひもう少し慎重に具体的に考えていただきたいと思いま

す。要請です。

それともう一つ、条例についてです。

消費税に絡むのでとても一つ一つお聞きしないと何か事例が違うので。室戸の体育館の課税義務と納税義務、それから池の公園に関係する管理の課税義務と納税義務、それを教えてください、あるかどうか。

◎長野公園下水道課長 使用料に対してだと思っんですが、使用料は税込みでいただきます。県は税金は払いません。

◎中根委員 それであれば、スポーツや文化、こういうことに対して消費税の増税はほかにもいっぱい来るわけで、県には消費税分の収入も新たに出てくるわけで、そういう考え方からすれば、こういう文化施設なんかには課税すべきではないという議論が何でないんだろうと、何で一律なんだろうということをちょっと申し添えておきます。わかりました。

(な し)

◎中内委員長 なければ終わります。どうもありがとうございました。

#### 〈住宅課〉

◎中内委員長 次に、住宅建築課の説明を求めます。

◎村上住宅課長 それでは、住宅課の平成26年度当初予算について御説明を申し上げます。

まず、議案説明書②当初予算の524ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、県営住宅の使用料や宅地建物取引業などに関する手数料及び国庫補助金など合計で13億6,400万円余りを計上させていただいております。

次に、526ページ、歳出をお願いいたします。

下段の1目住宅費につきまして、一番右側の説明の欄の項目に沿って主なものについて御説明を申し上げます。

まず、2番の宅地建物取引業指導監督費でございますが、これは宅建業者の指導や免許更新などに要する経費でございます。

次の527ページをお願いいたします。

3番の住宅諸費でございますが、これは住宅政策に係る基礎資料となる各種の調査など良質な住宅の普及・啓発や支援に要する経費でございます。

そのページの一番下の4番、持ち家住宅建設促進事業費でございますが、これは持ち家取得及び定住化の促進を図るための利子補給を行うものでございます。

528ページをお願いいたします。

一番上の5番の住宅新築資金等貸付助成事業費でございます。これにつきましては、以前に貸し付けた新築資金に係る市町村の償還事務への補助を行っているものでございま

す。

続きまして、6番の街づくり促進事業費でございます。これは帯屋町2丁目地区において、民間の事業者が実施をする優良建築物等整備事業を支援している高知市に対する補助でございます。

続きまして、7番、住宅耐震対策事業費でございます。南海地震に備えて、既存の住宅の耐震性の向上等を図るための事業でございます。住宅の耐震診断や改修工事などに係る補助、そして住宅の所有者や事業者の方々への普及・啓発に取り組んでいるところでございます。

まず、補助につきましては、平成22年度途中から耐震改修工事に対して30万円の上乗せ補助を行っております。この結果、平成20年から平成22年の間の実績が毎年大体300棟程度に対して、平成23年度、平成24年度は約600棟台に増加をしております。今年度につきましては、2月末の時点で762棟の申し込みをいただいているところでございます。また、これらとあわせて、自主防災組織や町内会などを対象とした住宅の耐震対策の必要性を啓発するための出前講座なども実施をしているところでございます。

平成26年度当初予算につきましては、この住宅耐震化促進事業費補助金といたしまして、まず市町村が行う耐震診断への補助600戸分、診断結果を改修に結びつけるための耐震改修設計への補助、これを400戸分、さらに先ほどの30万円の上乗せ補助も含めました耐震改修工事への補助90万円を400戸分、それから避難路の安全性を確保するための危険性の高いブロック塀などの耐震対策に要する費用を100件分、そして老朽住宅等の除却100件分を計上させていただいております。

なお、後ほど出てきますが、国の経済対策に係る補正予算、25年度補正予算に対応いたしまして、先ほどの耐震診断は1,600戸、それから設計、改修はそれぞれ800戸、ブロック塀については300件、老朽住宅等の除却につきましては20件を計上させていただいております。

また、住宅所有者や事業者向けの啓発活動や相談窓口の設置につきましても、引き続き実施をして住宅耐震化のスピードアップを図っていきたいと考えております。

それと、26年度から新規に始めるものとして、市町村が公的住宅として所有する、または持ち主の方から借り上げる空き家等を対象として、耐震改修などの住宅性能の向上に資するリフォームに対して補助を行い、空き家の廃屋化を未然に防止する、また再生活用の促進を図るという事業に50件分を計上させていただいているところでございます。

また、この資料の中でも出てますが、同じく平成26年度からの新規の事業として、震災復旧技術の講習会等の開催委託を考えております。これは南海トラフ地震後に個々の住宅の震災復旧が迅速に行われますように、住宅の震災復旧技術を学ぶ建築事業者

を対象とした講習会、そして日ごろからこうした震災復旧に役立つ技術を知って活用していただけるように、県民の皆様及び建築関連の事業者の方を対象としたセミナーを開催するというところでございます。

そのページの下段でございます8番の県営住宅管理費でございます。これは県営住宅の管理に要する費用で、このうち管理等委託料の主なものにつきましては、県営住宅の入居募集、維持修繕などの業務について、管理代行として高知県住宅供給公社へ委託をしているという経費でございます。

また、家賃の滞納解消に向けた取り組みといたしまして、平成21年度から24年度までの間、回収が困難な退去された方の滞納家賃の回収事務を弁護士法人に委託をしておりますが、今後民間の債権回収会社に委託をしていくことにしております、督促の強化とか法的措置などとあわせて、今後とも引き続き適正な債権管理に努めてまいりたいと考えております。

529ページをお願いいたします。

9番の県営住宅整備事業費でございます。これは高知市上町4丁目の鏡水団地の建てかえに係る工事等に要する経費でございます。全体の工事費は4億6,000万円余りでございまして、平成25年度、26年度の2カ年にわたって実施をしていくものでございます。

10番の県営住宅建てかえ事業推進費は、この鏡水団地、24年度から着手をしていますが、この建てかえ事業及び26年度に着手をしていく予定であります宇治団地の全面的改善事業につきまして、民間住宅などへ移転された方に対する移転の補償費、そして仮住居の借り上げ費用を補助するというところでございます。

11番の住戸改善推進事業費は、宇治団地における全面的改善のための工事費のほか、土地区画整理事業に伴います土佐清水市にあります清水団地の附帯施設の移転工事費などに要する経費でございます。

12番の市町村事業指導監督事務費は、社会資本整備総合交付金事業等を実施する市町村に対する指導や検査等に要する事務費でございます。

13番の建築物耐震対策緊急促進事業費は、平成25年11月に施行されました改正耐震改修促進法によりまして、耐震診断が義務づけをされました多数の方が利用する大規模建築物などについて、民間の事業者が実施をする耐震診断などに要する費用に対して補助をするというものでございます。

以上、住宅費といたしまして19億2,600万円余りを計上させていただいているところでございます。

引き続き、平成25年度2月補正予算について御説明を申し上げます。

議案書④補正予算の270ページをお願いいたします。

まず、歳入予算の補正についてでございますが、事業執行に伴います国庫補助金額など

の変更により、700万円余りの減額補正を行わしていただくものでございます。

次に、271ページ、歳出をお願いいたします。

1目の住宅費につきまして、同じく右側の説明欄の項目に沿って主なものを御説明申し上げます。

1番の住宅新築資金等貸付助成事業費につきましては、須崎市など償還事務に係る補助額の減などによって減額をするものでございます。

2番の街づくり促進事業費につきましては、先ほどの帯屋町2丁目地区の事業につきまして、民間の事業主体の工事内容の変更に伴って、これに補助する高知市への補助額の減によるものでございます。

3番の住宅耐震対策事業費につきましては、先ほど当初予算の中でも御説明申し上げましたとおり、住宅の耐震改修について、国の補正予算に対応して市町村への補助額をふやすことによる増などによるものでございます。

4番の県営住宅管理費でございますが、県営住宅宇治団地、そして土佐山田団地の定期点検業務におけます調査方法の精査等によって、委託料の減額をするものでございます。

5番の建築物耐震対策緊急促進事業費につきましては、国の補正予算における補助額の加算に対応いたしました民間の事業者等への補助額の増によるものでございます。

272ページをお願いいたします。

6番の地方団体関係団体職員共済組合負担金でございますが、高知県住宅供給公社の職員の共済費の負担分でございます。

以上、住宅費といたしまして2億4,000万円余りの補正予算を計上させていただいております。

次に、繰越明許費について御説明を申し上げます。同じ資料の273ページをお願いいたします。

1目住宅費につきまして、まず追加分でございますが、街づくり促進事業費につきましては、事業主体である民間の事業者による工事の遅延に伴いまして、県の補助金を繰り越しをするものでございます。

それから、住宅耐震対策事業費につきましては、国の補正予算への対応と市町村が実施する事業の遅延に伴いまして、県の補助金の繰り越しをするものでございます。

市町村事業指導監督事務費は、市町村事業の遅延に伴いまして県の事務費を繰り越しをするものでございます。

下段の変更につきましては、住戸改善推進事業費について、対象団地の外壁改修工事等について、計画調整に日時を要したことにより着工がおくれており、繰り越しをするものでございます。

また、建築物耐震対策緊急促進事業費につきましては、事業主体である民間の事業者の

計画調整に日時を要したことや、国の補正予算への対応として県の補助金の繰り越しを行うものでございます。

最後に、条例の一部を改正する条例議案について御説明を申し上げます。

先ほど都市計画課でもございました45号議案高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案です。

お手元の資料⑥議案説明書の110ページ、新旧対照表で御説明を申し上げます。

110ページから111ページ、それから112ページにかけて新旧対照表がございしますが、この中で左側の番号で言いますと111ページの2番、優良住宅新築認定申請手数料、それから112ページの5番、特定の民間再開事業認定申請手数料、そして6番の特定民間再開事業認定手数料、そして一番下の7番の地区外転出事情認定申請手数料の4件が住宅課の所管でございします。これらにつきましては、租税特別措置法及び同法の施行令の改正によって条項ずれが生じておりましたことから、新旧対照表のとおり引用規定の整理を行うものでございまして、手数料そのものについては変更はございません。

それから、113ページ、54条でございしますが、積立式宅地建物販売業法に係る事務の手数料につきましては、この法律、積立式宅地建物販売業法の改正によって条項ずれが生じておったことから、同様に引用規定の整理を行うものでございまして、これにつきましても、手数料につきましては変更なしということでございします。

住宅課の説明は以上でございします。

◎中内委員長 はい、ありがとうございました。

質疑を行います。

◎依光委員 住宅耐震化促進事業費補助金の中で、来年度からやると思いますが、地震対策空き家活用推進事業について、もうちょっと詳しく、どういうところが新しくなったのか。

◎村上住宅課長 従前、空き家につきましては、老朽化してもう朽ちてしまったものについて危険であるので除却をするところに県が補助をしていたことがございします。こうなる前に、空き家になってまだ新しい住宅について、少しリフォームをして活用しようと、そうすると朽ちてしまって倒れることもないですし、あるいは住宅にお困りの方、先ほども移住促進といったお話が出ていましたが、こうした方に貸し付けることもできるということで、空き家について市町村が持ち主から譲渡を受ける、あるいは借り受ける、これを公的な住宅としてお住まいになる方に市町村が貸し付けをするという場合に、そのリフォーム費用について補助させていただくというものでございします。

補助対象事業費といたしましては、上限で900万円見ております。その中で国が半分、空き家再生等推進事業という事業を使います。そして県と市町村が4分の1ずつということで、県は1件当たり22万5,000円が最大額でございします。

◎依光委員 国の制度も引っ張っていただいで非常にいい制度だと、もともと津波が来たときに、仮設住宅を建てんといかんという話やったんですけど、あるものを活用すればいいという議論があって、それが実現すると思います。また移住者の人にとっても、いつ来るかわからんですけど、地域に朽ちてしまわないように、今回中間管理ということで市町村が多分入ると思いますので、これは非常にいい制度だと思うんで、50件ということですけども、ここら辺の見込みはどんなに考えるんですか。

◎村上住宅課長 既に市町村からかなりお問い合わせ、引き合いがございます。もっとも要望が出てくると予測をしておりますので、今後要望に応じてどんどんふやしていきたいと考えております。

◎依光委員 空き家とか非常に思い入れがあるので、要望があれば、また対応もぜひお願いします。要請しておきます。

◎中根委員 関連です。この空き家も、ブロック塀の倒壊を防ぐのも、以前だったら避難路に面したところとかというのがあったように思うんです。いいねっと思ったらちょっと使いづらかったっていうことがありましたけど、それがどうなっているのかというのが1点と、もう一つは、市町村が参入しなければ実現しない中身でして、ブロック塀倒壊のときは、県がつくったときに大喜びで私みんなに言いましたら、高知市が参入してなくて、やっとな年から高知市が入るように聞きましたけれど、全市町村がこれに乗ってくれるかどうか、そのあたりがとても大きい鍵になるように思いますけど、そのあたりはどうですか。

◎村上住宅課長 まず、1点目のお尋ねは、その避難路に面しているかどうか要件になるかということですが、ブロック塀と老朽住宅の除却については、倒壊して前にある避難道を塞いでしまうことを防ぐことが目的ですので、避難道に面していることが要件です。

なお、老朽住宅の除却については、火災の延焼を食い止めるということでもありますので、隣り合って何軒かが建っているものについても対象としていると、逆に言うとその対象にならないのは、1軒だけぽつんと建っていて、避難道に面していない老朽化した住宅の除却は対象になりませんということです。

それと、今回の空き家の活用ですが、これについてはそうなる前ということですので、避難道に面しているかどうかというのは要件にしておりません。

市町村の対応状況はどうかということですが、まずコンクリートブロック塀につきましては、平成24年度に制度を始めました。平成24年度中には18の市町村で事業化をしていただきました。平成25年度にはこれが25にふえております。

それと、老朽住宅の除却は今年度から始めたんですが、5つの市町村で事業化をされているという状況です。

それと、今後の見通しですが、コンクリートブロック塀につきましては、御指摘いただ



きました高知市も来年度からようやく始めていただけるということで、高知市と須崎市、大月町が来年度からの導入を検討されているという状況です。

それから、老朽住宅の除却につきましては、今年度5市町に対して、来年度は、高知市も含めて12の市町村で事業化をするということで伺っております。

それと、空き家の活用については、まだ多くの市町村から話が来ているという状況ですので、これも相当数制度化されるのではないかと予測しております。

◎土居委員 県営住宅自治棟にある集会所等の耐震状況はどうなってます。

◎村上住宅課長 県営住宅につきましては、集会所も含めて全て耐震化されているという状況でございます。

◎池脇委員 民間建築物アスベスト含有調査委託料が出ておるんですが、これの中身を御説明いただけますか。

◎村上住宅課長 これは国費100%の補助事業でございます、1件当たり25万円、国費100%で補助をしまして、その建物にアスベストが存在するかどうかの調査を専門の機関を派遣しまして、調査をさしていただくものでございます。

◎池脇委員 高知県にどれぐらい民間の建物にアスベストが含まれているものが残っているのかということを調査するんじゃないんですか。

◎村上住宅課長 少し古いデータになるんですが、平成18年度に県の建築指導課で建築年代からアスベストが含まれているだろうという建物の持ち主に調査をかけております。その中で、うちの建物にはアスベストはありませんという答えをいただいた方が600件ほどございます。ただ、一方で答えをいただけてない方が300件以上あるという状況でして、これらの精査をしていくということと、その中で、除却をしなきゃいかんという方の前段階での調査をこの事業で行うものでございます。

◎池脇委員 高知県ではアスベストが使われている可能性がある戸数はつかまれているんですか。

◎村上住宅課長 先ほどの対応があったその六百数十件と、それから答えがなかった300件と合わせて大体1,000件が母数になるんですが、この中では全く使われていないものもありますので、推定でこの最大で1,000件ではないかということです。

◎武石委員 その中で、1件25万円かかるということで、100万円の委託料でしょう。ということは100円万割る25万円、4件ということなんですか。

◎村上住宅課長 1件当たり25万円で計算しております。

◎武石委員 東日本大震災でも、アスベストの暴露が大きな課題になったと思うんですね。だから、津波に備えなくちゃならん本県としても、このアスベストの問題というのは目に見えないだけにしっかり取り組まなくてはならないものだし、昨年もある物件が高知市内で解体されまして、所有者からこの物件はアスベストが含まれてますという話を直接

聞いたことがあって、その取り壊しなんかでどういう飛散防止、暴露防止の対策がとられてるのか十分よう調べずにきてるんですけど、解体時における暴露防止の基準はどうなってますか。インターネットで見ても、作業員がアスベストを知らずに十分な方法、対処ができてなかった事例もたくさんあると思うんですけど、実際の現場はどうなってます。

◎村上住宅課長 アスベストにつきましては、その建物にアスベストが使われているかどうかを知るというのがまず大事です。使われている場合、その建物を解体するときには、基本的には湿潤させてこれで飛散を防止すると、当然作業員もマスクをした状態でアスベストが使われている可能性があるという前提で作業をすることになります。作業手順自体、現場の養生なんかについても手順が確立をされておりますので、それに沿って行えば飛散しないということになります。

ただ、アスベストが含まれているのに、それを知らずに普通に解体をしてしまうとアスベストが飛散する危険がありますので、建物所有者にまず含有の有無を知っていただくということが重要かと考えております。

◎武石委員 当然今は使用禁止ですけど、一時よく言われた小中学校の校舎にも使われてた事例もあったし、それがその後あるのかないかもよくわからんという状況になってるんじゃないかと思うんですけど、その辺はいかがですか。住宅課の所管と外れて悪いけど、小中学校の。

◎村上住宅課長 所管をしておりますのは教育委員会なり、またアスベストの含有につきましては県の建築指導課ということになりますが、調べたデータが建築物に関しては先ほどの18年ということでちょっと古いデータですので、こうしたデータの精査をまずしていく必要があると考えております。

◎武石委員 青森県なんかは瓦れきの処理場の大気中のアスベストの含有量なんかも測定したりしてたと思うんですけど、ぜひ津波に備えなくちゃならないと冒頭言いましたけど、そういった観点からもこのアスベスト対策というのはしっかりやっていただきたいという思いがありますので、どうもたった100万円の委託料というのもどうかなと思うんですけど、その辺も含めてですね、予算は認める思いでおりますけれども、課題として住宅課として持っておいていただきたいと思います。これは要請です。

◎中内委員長 質疑を終わります。

#### 〈建築指導課〉

◎中内委員長 次に、建築指導課を行います。

◎岡崎建築指導課長 建築指導課の平成26年度当初予算について御説明いたします。

議案説明書②当初説明の531ページをお開きください。

まず、歳入についてですが、手数料として建築確認申請手数料2,080万1,000円など手数料合計で4,042万1,000円、国庫補助金として建築指導費補助金506万1,000円、またその他

の収入等合計いたしまして、平成26年度では4,583万円を歳入予算として計上しております。

次に、歳出について説明させていただきます。532ページをお開きください。

2目の建築指導費につきまして、御説明いたします。

右側の説明欄の中段下の2建築指導監督費につきましては、建築士及び建築士事務所の指導監督、建築物老朽危険度判定士の養成及び建築物の安全・安心を図るため、建築基準法に基づき行われる建築確認等に係る経費でございます。

次に、533ページをお開きください。

平成26年度の新規事業としまして、説明欄の上から3段目、耐震改修促進計画改定基礎調査委託料を計上しております。これにつきまして、本県では建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、本県の耐震改修促進計画の改定を行うこととしておりますが、同改正法では県及び市町村が耐震改修促進計画の中で、緊急輸送道路等の優先度が高い道路を避難路として指定した場合、その避難路等沿道の一定の高さを超える建築物について、耐震診断が義務化されることとなっております。建築物による道路の閉塞を防ぐために、耐震改修促進計画において避難路等の指定を行ってまいります。公益上、必要性の高い道路から順次その沿道の建築物についての調査を行っていく必要があるため、その調査に係る費用となっております。

なお、現在その指定方針等につきまして、危機管理・防災課、南海地震対策課、道路課、財政課、住宅課、当課でワーキンググループを立ち上げ、検討を進めているところでございます。

続きまして、平成25年度補正予算について御説明いたします。議案説明書④の274ページをお開きください。

歳入についてですが、後ほど御説明いたします歳出の構造計算適合性判定委託料の減額補正に伴い、当該事業の特定財源である構造計算適合性判定手数料を140万円減額するものです。

それでは、275ページをお開きください。

歳出については、先ほどお話ししました構造計算適合性判定委託料についての減額でございます。

構造計算適合性判定については、当課が行う建築確認に要する建築物の中で、建築基準法で定める一定の面積等を超えるものに義務づけされているもので、民間からの申請が主なものとなっており、進捗の予測が難しいということもございますが、当初の予定を下回ることが見込まれますことから、140万円の減額の補正をすることとしております。

以上で建築指導課の説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎中内委員長 はい、ありがとうございました。

質疑を行います。

(な し)

◎中内委員長 質疑を終わります。

#### 〈建築課〉

◎中内委員長 次に建築課をお願いします。

◎井上建築課長 平成26年度建築課の当初予算の説明をいたします。

議案説明書②当初予算の534ページをお開きください。

まず、歳入について御説明をいたします。

分担金及び負担金の県有施設管理費負担金は、中央小動物管理センターの自家用電気工作物保安管理業務委託に係る高知市の負担分でございます。

諸収入のうち、県立病院等設計監督受託事業収入は、安芸総合病院などの工事管理に伴う事務費の収入でございます。

建築課収入は、常勤職員、臨時職員の労働保険料に係る収入でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。次の535ページをお開きください。

建築費の説明欄の2 県有施設管理費のうち維持修繕費は、出先機関の庁舎など県有施設の維持修繕に要する経費でございます。

自家用電気工作物保安管理委託料は、県有施設の高圧受電設備などの自家用電気工作物の保安管理業務を委託する経費でございます。

設計等委託料は、先ほど説明いたしました維持修繕費の設計を委託する経費でございます。

3の建築諸費のうち、一級建築士免許取得負担金は、業務上必要となる一級建築士免許の取得を促進するため、一級建築士試験に合格した職員の登録免許税等を県が負担する経費でございます。

次のページをお願いいたします。

4の営繕諸費のうち、営繕積算システム等作成委託料は、建築工事の設計単価や設計内訳書の作成を電算化しており、このシステムの保守管理や単価調査を委託する経費でございます。

続きまして、平成25年度2月補正予算の説明をいたします。

議案説明書④補正予算の276ページをお開きください。

建築費の説明欄の1 県有施設管理費の維持修繕費につきましては、工業技術センターの外壁改修工事が入札不調となったことなどに伴い、減額をお願いするものでございます。

以上で建築課の説明を終わらせていただきます。

◎中内委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 一級建築士免許取得負担金ですが、今これ何ぼ、これ何人分ですか。

◎井上建築課長 受験手数料が1万9,700円、登録申請手数料が1万9,200円、登録免許税が6万円必要です。1人当たり9万8,900円で2名分を計上しております。

◎池脇委員 今、建築課で何名中何名一級建築士を持っておられてという現状、それはどうですか。

◎井上建築課長 建築職40名のうち23名が一級建築士を持っております。そのほか建築機械設備の職員が2名、一級建築士を持っております。

◎池脇委員 これで理想的にはどれぐらいの割合で資格を持った人がいるのがいいのか、今の業務とあわせて、そのあたりはどうですか。

◎井上建築課長 一級建築士を個人の資格として業務で使っているのは建築課のチーフ以上ですから、実際は四、五人です。

ただ、建築指導課の建築主事となるためには、一級建築士資格を持って免許に通って2年の実務経験が必要で、建築指導課でその一級建築士を持って建築主事を持っている資格者は今五、六人いると。現状としては、一級建築士を持つてる人は約10名必要なんですが、その人たちがどんどんいなくなっていくわけで、一級建築士の資格を使う、あるいは建築主事の資格を使うというのはほぼ全員必ず必要であるという状況だと思います。

◎池脇委員 そうしますと、ちょっと今の状況では、相当将来的にも不安がある厳しい状況、これは県庁の建築指導並びに建築課の業務に大きな影響が出てくるわけですが、しっかりした対策をしていかなくちゃいけないと思うんですけども、そのあたりの見通しと対応はどのように考えてるんですか。

◎井上建築課長 現在、チーフ以上の職にいるほぼ全員が一級建築士を持っていて、その建築主事の資格を全員が持っております。

若い職員の中で、やはりその一級建築士の資格がなかなか、試験自体が平均で10%前後の合格率ということでもとても難しいので、若い職員が持っていない状況ですけども、実を申しますと平成9年から平成23年、10年間で合格した者は4名しかいなかったんですが、平成22年度から受験に向けた研修会を県で予算化していただきまして、実施することに伴いまして、24年、昨年は3名合格しまして、今年は1名合格しております。

結局そのフローとしてあるときに、少なくとも10名ぐらいの職員が一級建築士なり建築主事を持つということ、これからどんどん育っていくことを我々としても進めていきたい。実は一級建築士試験を受けるためには、現在でいきますと日建学院等の専門学校へ行かないとなかなか通らないと、専門学校行くには学科試験でも60万円ぐらいかかります。製図試験だけでも30万円ぐらいかかります。若い職員がその負担をして、絶対通るかどうかってのはわからない中で、そういう部分での自己負担をしていくということがあるので、いわゆる財政的な支援も我々としてはしたいということで、今年度からその登録に関する手数料、その通るか通らんかわからん部分というのはなかなか出しにくいので、通

った部分で10万円弱の自己負担についてはぜひ県として負担金を出したいということで、昨年は受験手数料だけ、今年になりますけど、1万9,700円だけ認めていただきまして、来年度から9万8,000円ぐらいを認めていただくということになったということです。

◎池脇委員 南海地震等の対策にしても、こういう人材が多くいないとなかなか対応できないという状況があるわけですので、ぜひこれは早急にですね、部挙げて問題意識をしっかりと持ち取り組んでいかないと、むしろもっと余裕のある体制をつくらなくちゃいけないと思うんです。部長の御見解はいかがですか。

◎奥谷土木部長 先ほど委員の御提案ございましたけど、やはりこういった建築士の資格を持った者をどう確保するかというのは、これも含めまして、資格を持った人間をどう育てるか、これ全体的な問題になっておりますんで、こういった研修とかの充実も含めまして、これからも検討を続けていきたいと思えます。

◎池脇委員 この問題には、もう10年も危機感を持っているわけで、やっと少し、こういう体制が整ってきたかなと、けどこれでも十分とは言えないんですよ。これから先、10年のことを考えたときに、今のような対策で大丈夫なのかということ踏まえて、しっかりしたシミュレーションをして、確実に成果が上がる対策をぜひとっていただきたいということを要請しておきます。

◎中内委員長 ほかに。

(なし)

◎中内委員長 ないようでしたら、これで質疑を終わります。

昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時55分～13時0分)

◎中内委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

執行部から午前中に行いました住宅課の質疑の中で、一部訂正をしたい旨の申し出がありましたので、これを受けることとしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎中内委員長 はい、それでは説明をお願いします。

◎村上住宅課長 先ほどの質疑の中で、土居委員から県営住宅の集会所の耐震性についてお尋ねがございました。そのことにつきましての答弁の修正をさせていただきたいと思えます。

県営住宅全ての団地で62ございます。この中で集会所がある団地が22ございます。この中で昭和56年以前の旧耐震基準で建設され、耐震性を確認できていない集会所が5団地

分、5カ所集会所がございます。これらの集会所につきましては、今後耐震診断を行った上で、耐震性がない場合は耐震補強や建てかえを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

◎中内委員長 はい、どうもありがとうございました。

#### 〈港湾振興課〉

◎中内委員長 次に、港湾振興課の説明を求めます。

◎玉石港湾振興課長 それでは、港湾振興課の平成26年度当初予算について御説明いたします。

議案説明書No.②当初予算の537ページをお願いします。

歳入につきましては、分担金及び負担金の港湾振興費負担金は、客船受け入れ等の委託料に係る高知市からの負担金76万3,000円を計上しております。

諸収入の港湾振興課収入は5,000円で、臨時職員の共済費の本人負担分でございます。

次に、歳出予算につきまして御説明させていただきます。

まず、平成24年度に策定いたしました高知新港振興プランに関連する平成26年度事業等の主なものにつきまして、高知新港振興プランの現状とあわせて御説明させていただき、その後、議案書の説明欄に沿って歳出予算を御説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、お手元にお配りしております参考資料、港湾振興課のインデックスがついた資料の1ページ目をお開きください。

高知新港振興プランは、平成28年度までを計画期間として、県内産業の振興や県の防災能力の向上に資することを目的とした計画であり、現在集荷・航路誘致方策、企業誘致方策、クルーズ客船誘致方策、地震・津波対策、土地利用、施設配置計画の5つの戦略を推進しております。

それでは、右上の表1の高知新港コンテナ貨物推移の棒グラフをお願いします。

平成25年のコンテナ取扱量が全体で1万680TEU、対前年比95.4%、実入りのみのコンテナで7,230TEU、対前年比98.8%となっております。これは平成28年の目標値2万TEUにはまだまだ届かないことに加え、前年を下回っているところでございます。これは高知新港と釜山を結ぶ定期コンテナ船の運航会社の2社のうち1社が、昨年6月下旬から運休したことが原因と考えております。

なお、8月下旬からは別の韓国船社が新たに高知新港と釜山の間定期コンテナ航路を開設し、週2便へと回復しております。

一方、平成25年度の集荷ターゲットとしております間接貿易貨物のパルプの輸入に現在手応えを感じ始めているところであり、また建設機械やユズ果汁などの輸入にもつながっています。

平成26年度につきましても高知ファズと連携し、荷主に対するインセンティブである高知新港コンテナ利用促進事業費補助金を継続し、集荷活動に取り組んでまいります。

次に、左上の1集荷・航路誘致方策の平成25年度の取り組み状況、その3番目、I N A P会議というところをお願いします。

高知港は、姉妹港関係などにある海外の6つの港とI N A Pという港同士のネットワークを形成しており、毎年いずれかの会員港で会議を開催し、港湾事業や貿易に関する情報交換を行い、会員交換の経済的、文化的なつながりを深めています。

平成25年度は、昨年11月、高知市でI N A P 2013高知会議を開催し、あわせて第2回ものづくり総合技術展& I N A P 2013アジアフェアを開催しました。開催期間中には、延べ83件の商談会を開催しており、内装用木材の輸出などに徐々に成果があらわれております。平成26年度は、フィリピン・スービック湾港で開催されますので、経済ミッション団を派遣して、県内企業の海外取引の拡大を推進し、高知新港のコンテナ貨物の拡大につながるよう取り組んでまいります。

次に、右側、表の2、高知新港バルク貨物の棒グラフをお願いします。

平成28年末の目標値は130万トンとしております。バルク貨物は、主力の石炭及び石灰石に加えて、閉鎖されたセメント事業所の発電施設を活用した大規模なバイオマス発電の原料であるヤシガラの輸入が新しく昨年5月から始まりました。平成25年は98万トンにとどまっておりますが、この春、メンバーズ等が供用されることから、岸壁のふくそうは解消されることで貨物量の増大につながるものと期待しています。

表2の棒グラフの右側にある赤線で囲んだ図をお願いします。

現在、沖の防波堤が整備中であることから、黄色で示したこの春供用開始予定のメンバーズ等を船舶に安定して利用していただくことを目的に、波浪等の原因により、荷役の継続が困難になった場合、赤線で示しました12メートル岸壁への移動に必要なタグボート等の経費を負担する高知新港岸壁利用促進事業を平成26年度の予算で新規に計上しています。

なお、抜本的な解決には直轄事業で整備中の防波堤の早期完成が必要となります。そのためにも政策提言を行うなど、国に防波堤の整備促進を働きかけますが、一方で防波堤の整備を進めながら、メンバーズ等を使っていくといった考え方のもとでこのような取り組みを行うことにより、岸壁のふくそうの解消、利用促進につなげていきたいと考えております。

次に、航路誘致の取り組みです。

1、集荷・航路誘致方策の右側、平成26年度の主な取り組みの5番をごらんください。

高知港につきましては、平成17年にフェリーが運休して以来、県内の荷主からはフェリー、R O R O船の内航定期航路の就航が望まれております。あわせて高知港と阪神港を結



ぶ内航フィーダーの誘致につきまして、国からの要請もありますので、来年度は関係者による内航定期航路誘致に向けた勉強会を開催し、可能性を探っていきたいと考えております。

次に、企業誘致方策について説明させていただきます。

1 ページ目、下段の2企業誘致をお願いします。

まず、高台企業用地の造成について、平成25年度と平成26年度の取り組みについて御説明させていただきます。

右下の平成26年度の重点取り組みのところをお願いします。

高知新港は、南海トラフ地震が発生した際、最大で12メートルの津波が想定されています。そのため、仮置き土砂と公共残土を有効活用して、最大クラスの津波においても浸水しない安全な高さ17メートルの高台企業用地の整備を行い、津波被害を懸念する企業の立地及び既存立地企業の移転先として提供するとともに、南海トラフ地震が発生した場合、新港で働く方々や客船の乗員、乗客など2,000名を超える方々を対象とした避難場所と、あと発災後の防災拠点としての活用を考えております。平成25年度には、高台造成のための設計業務の委託を行うとともに、既存の仮置き土砂の上部に近隣の自動車道建設工事から生じる残土の受け入れを行っています。平成26年度は、全体計画面積4.5ヘクタールのうち、第1期分である3.4ヘクタールの整備に早期に着手します。その造成費用として、港湾・海岸課の予算に2億5,000万円を計上しており、平成27年度末の分譲を目指して取り組んでまいります。

次に、企業誘致の取り組みについて御説明させていただきます。

まず、25年度の取り組みです。一番左、平成25年度の取り組み状況の2番のところをごらんください。

商工労働部と連携し、大阪で開催された企業の防災関連製品の展示や高知県企業立地セミナーに出展して、高台企業用地のPRを企業関係者に行うとともに、県外の企業21社を訪問してPRしております。

高台企業用地は、県中央部における数少ない産業用地であり、津波で浸水しない高速道路や空港へのアクセスのよさ、外資定期コンテナ航路や、この春、供用する岸壁に近接しているといった利便性などのセールスポイントがあります。これらのセールスポイントを生かして、平成25年度に引き続き展示会等へ出展を行い、さらに多くの企業関係者に対してPRを行う予定です。そして、これらの取り組みを強化するため、平成26年度は新たに高知新港企業用地誘致推進調査の予算を計上しています。

また、下の段の中段になりますが、平成26年度の主な取り組みの3番にありますように、高台用地の分譲価格を決定する必要がありますので、今後調査の結果や他の工業団地の分譲価格の検討を行うとともに、あわせて企業に対する補助制度等についての検討を行

うこととしております。

次に、資料の裏側、2ページをお開きください。

3、クルーズ客船誘致方策についてですが、右上の表3のクルーズ客船寄港数（高知港）の推移の棒グラフをお願いします。

平成28年に年間12回以上、うち外国客船4回以上を寄港数の目標としており、平成25年には11回寄港し、うち外国客船4回が寄港しました。特に昨年4月の外国大型客船の高知新港への寄港第一弾となりました「サン・プリンセス」では、観光振興部と連携して多くの外国人観光客を受け入れたところです。高知市中心街では、高校生や英会話のできるボランティアによる観光案内、商店街でお茶の振る舞いなどを行い、乗客、乗員の方々に大変御好評をいただいたところです。ことし4月の「サン・プリンセス」の寄港に際しましても、昨年の成果を生かしながら受け入れの準備を進めてまいります。

ことし平成26年は、昨年より少ない8回の寄港予定となっておりますので、これまでの客船の船社などへの誘致活動や邦船社に対するモニターツアーに加え、新しく外国クルーズ客船を有する客船社等の日本在住のキーパーソンを招聘して行うクルーズセミナーとモニターツアーの開催を計画しております。こういった活動を通じて邦船を初め外国客船のさらなる誘致につなげてまいります。

最後に、左下4、地震・津波対策の強化、5、土地利用、施設配置、港湾施設の整備方針をお願いします。

先ほども御説明いたしましたが、右下の写真にあります青線の水深12メートル岸壁と隣接する赤線の耐震強化岸壁がこの春に供用できるよう整備を進めております。

また、港内の静穏度を確保するために東第1防波堤の延伸を促進するとともに、津波来襲時にも防波堤の機能を一定保ち、地震、津波による後背地の被害を軽減するための防波堤の粘り強い化にも着手いたしました。平成26年度も引き続き防波堤の整備促進と機能強化に取り組んでまいります。

このほか新港で働く人々が地震、津波から安全に避難するための避難計画の策定を支援するとともに、高知港事業継続計画、いわゆるBCPをもとに机上訓練を実施するなど、PDCAサイクルによる計画の更新作業を行っています。

防災拠点港としての機能強化につきましては、地震発災後、安全かつ確実に緊急物資や復旧資機材の受け入れができるよう、耐震強化岸壁で海上自衛隊艦船やRORO船などを活用した訓練に取り組んでまいります。

これで新港プラン関連事業等の説明を終わります。

それでは、議案説明書②に戻っていただき、538ページをお願いします。

一番右の欄のところ、まず2、ポートセールスの推進事業費でございます。このポートセールス推進事業費は、重要港湾3港の貨物の増大やクルーズ客船など寄港船舶の誘致、

また港の後背地の工業団地への企業誘致など、港湾の利用促進を図る取り組みに要する経費でございます。

企業信用調査等委託料は、宿毛湾港と高知新港の誘致対象企業の掘り起こしと経営状況などの調査を信用調査会社に委託するための経費でございます。平成26年度は、高知新港高台企業用地への誘致に向け、新たに高知新港企業用地推進調査を実施することとしており、信用調査会社を活用して県外の企業に対して高台用地の紹介やアンケート調査を行い、企業ニーズ等を把握します。

次の見本市出展業務委託料は、大阪などの都市圏で開催される防災関連製品や機械関連の展示会で、高知新港と宿毛湾港の用地をPRするための経費でございます。こうした取り組みを生かして、平成27年度末の分譲を目指して港湾利用型産業など全ターゲットに誘致活動に積極的に取り組んでまいります。

また、宿毛湾港工業流通団地への企業誘致に関しましては、現在養殖業の飼料製造業や水産物加工業など、地元の産業と関連の深い業態を中心に誘致活動を行っています。高知新港とあわせまして、引き続き宿毛湾港工業流通団地への積極的な誘致活動を行ってまいります。

その下の高知新港岸壁利用促進業務委託料は、先ほど説明しましたメンバーズの安定した利用に加えて、現在の12メートル岸壁で外貿定期コンテナ船と岸壁延長を超える大型外国客船の寄港が同日となる場合に、コンテナ船の安全な接岸及び離岸のためのタグボート等の経費を負担するものです。

その下、客船受入等業務委託料は、岸壁における歓迎行事等2つの事業から成り立っております。

まず、1つ目は年々増加する客船の寄港に対し、充実した客船歓迎行事を行うため、客船寄港時における歓迎行事の開催に伴う会場設営など、歓迎行事や外国船に対する埠頭保安管理業務、通称S O L A S業務の実績があり、平成26年度から指定管理者になる予定の高知ファズに委託するための経費でございます。

2つ目は、大型外国客船の誘致に当たっては、高知新港と高知市内の間に公共交通機関がないことが一つの課題となっております。船に残る乗客や乗組員の方に少しでも町に出ただき、中心市街地の活性化や町で消費していただくためのサービスとして、乗客定員1,000名以上の大型客船の寄港時に、市街地までのシャトルバスを運行しようというもので、1寄港当たり大型バス4台を上限に、シャトルバスの運行に要する経費でございます。

その下の外国客船受入研修等実施委託料は、先ほど高知新港振興プランの取り組み状況で説明しました大型外国客船の寄港時の際の外国人観光客の受け皿づくりの強化を目的に、観光関係団体や商工関係団体等を対象としたクルーズセミナーの開催のコーディネー

ト業務などをクルーズ業界に明るい日本海事新聞社に委託するための経費でございます。

宿毛湾港等利用促進事業費補助金は、タグボートが配置されていない宿毛湾港などの利活用を促進するため、宿毛湾港振興協会などが行う客船などの大型船舶の出入港時に使用するタグボートを他の港から回航することに要する経費の一部を地元市とともに補助するものでございます。

次に、539ページをお願いします。

高知新港コンテナ利用促進事業費補助金ですが、先ほど高知新港振興プランの取り組み状況で御説明しました取りこぼしコンテナ貨物の集荷や新規掘り起こしにおいて有効な手段となっております。補助事業の内容は、前年度よりも増加したコンテナ貨物や新規貨物に対しまして、1荷主当たり100万円を上限として補助するものでございます。

次のその下の有人潜水調査船誘致事業費補助金は、独立行政法人海洋研究開発機構、通称JAMSTECの有人潜水調査船「しんかい6500」とその支援母艦の横須賀の高知新港への寄港に要する経費の一部を補助するものであります。「しんかい6500」は、深度6,500メートルまで潜ることができる潜水調査船であり、県と高知市で連携して誘致を行い、深海への扉をあける日本の最先端機器を一般公開することにより、子供を初めとした多くの県民の皆様へ科学研究への興味喚起や港のにぎわいに貢献したいと考えております。

事務費の内容は、船会社や荷主企業への訪問、企業誘致のための会社訪問、クルーズ客船を誘致するためのモニターツアーなど、ポートセールス全般に係る活動経費や事務経費でございます。

次の姉妹港交流促進事業です。先ほど冒頭の高知新港振興プランの進捗状況の中で説明しましたように、来年度のINAP2014会議は、フィリピンのスービック湾港で開催されます。その会議へ参加する経費や各港との相互訪問や経済交流に要する活動経費や事務経費でございます。

以上、当課の平成26年度当初予算の人件費を除く事業費ベースでは6,103万4,000円で、高知新港岸壁利用促進業務委託料、企業信用調査等委託料、客船受入等業務委託料などの経費が増額した一方、姉妹港交流促進事業費の経費を減額しておりますので、対前年比で65万円の増となっております。

以上で港湾振興課の説明を終わります。

◎中内委員長 ありがとうございます。

質疑を行います。

◎土居委員 この新港ですが、この高台企業用地、17メートルやき、ちょっとしたこれは大きな命山なんですけど、もともと埋立用途として置いちゅう山よね、ほんでこれを強度的なもの、それからその周りののり面的なものもこのまま企業誘致として使うがですか。

◎玉石港湾振興課長 強度につきましては、コンサルタントに委託しまして、この土を持ってくときに30センチに締め固めをすることで強度の安全性は確認できると考えております。

また、この斜めののり面の部分につきましては、一部その高台に上がるための道路をつけますが、それ以外の土地についての利用はこれから検討していきたいと考えてございます。

一応今のアイデアとしては、例えばですけども、太陽光発電をつけるとか、そういうことと考えてございますけど、具体の検討はそういうものがここに建つかどうかとかいろいろ含めまして、来年度以降考えていきたいと思っております。

◎土居委員 太陽光もええけど、心配したのは津波に対する強度的なこと例えばメントを張るのか、コンクリでやるのか、そんなことを思うけど、ここに書いてる北側導入口1つみたいなけど、それも1つだけでやりますか。

◎玉石港湾振興課長 今回御説明さしていただきました第1期事業の3.4ヘクタールでございます。第2期事業といたしまして、多分今見られた振興プランへの右下のところ少し拡張している、西側に少しオレンジのところあると思います。将来ここまで広げることを考えておりますので、ここまでできましたときには、こちらのほうにまた道路を計画していきたいと考えてるところでございます。

◎土居委員 南側の強化岸壁含めての供用開始の部分のその背後地の状況をどういうふうにするか教えてください、今のケーソンをつくったりしゅうところ。

◎玉石港湾振興課長 今度新しく供用します岸壁及び耐震強化岸壁の背後の一部につきましては、新しく貨物を置けるように舗装等をする予定でございます。

ただ、耐震強化岸壁のさらに裏側のところにつきましては、引き続き沖の防波堤のケーソンの製作ヤードとの活用を今のところ考えているところです。

◎土居委員 ケーソンをつくるころはそのまま、多分マイナス12岸壁、青い線の裏側あたりを舗装するものと思いますが、それと一番大きなネックがこの新港の出入り口が1つながですわ、この西に出入り口をつける計画を県として持ってないのか、あるいは将来的な展望があるのかないのか、もう一つの出入り口。

◎玉石港湾振興課長 今では港湾計画の中では、西のほうに通じる道路の計画もございません。その事業化の時期につきましては、また再度この高台企業用地等ができて、そこと利用などを踏まえて、検討していきたいと思っております。

◎土居委員 企業誘致の面もそうやけど、防災面から見ても、1つだけの出入り口というのは非常に危険度も高いということもあるし、今ですらこの西側のこの12メートル岸壁に豪華客船が来たり、あるいはイベント等やったりしたときの渋滞は御存じやと思っておりますので、ぜひこの出入り口を西のほうにも一つつけることを積極的に計画の中に入れていって

もらいたい、これは要請しちよきます。

◎中面委員 さっきの関連で、12メートル岸壁、いよいよ供用されるわけですが、去年、玉石課長と一緒に船でここへ行きましたよね。

あのときに静穏度の話がありましたが、あれから進んでるのかな、要はこの港をつくるときにね、もう十数年前ですけど、ここは外洋に面して非常に静穏度が問題になりましてね。宿毛湾であれば、例えば台風が沖縄付近に来たとき、宿毛湾ではまだ荷役ができるんですよ。ところが、ここは恐らくもうできないだろうと、幾ら外に防波堤つくってもちょっと無理なんじゃないか言ったら、複雑な波が来てるような話をしてましたが、それは実際に台風が近づいてみにやなかなかかわからんのだけど、幾らかは解明できてるんですか、静穏度について。

ああ、そっち、ほいじゃ後で聞く。

もう一つ、有人潜水調査船、JAMSTECの船、これどういう関係で誘致の話になったんですか。

◎玉石港湾振興課長 これにつきましては、高知市からこういう船があるので来年度誘致を考えているけども、県も協力してくれないかという話ありまして、高知市から申し入れがあったというのがきっかけでございます。

それを受けまして、港湾振興課といたしましても、港のにぎわいづくりという関係では、例えば今年度ですと砕氷艦の「しらせ」に来ていただきましたけども、どのような形が港の振興につながるのかなと思って、共同で事業をやることにしたところでございます。

先ほどちょっと説明を間違えてましたけど、この「しんかい」につきましては、新港ではなくて内港のほうにつける予定でございます。

◎中面委員 JAMSTECは私も何度か訪ねたことがあります。あそこは何隻か船持ってまして、ちきゅう号が宿毛湾に入ったときに、それを高知県に引っ張れんかなと。私の知り合いの政治家が力持ってるということで、そこにも情報を聞きに行きました。それは実現できなかったんですけど。ああいう船はどこでも置いときたいですわ、七、八隻調査船があったんじゃないかな。それで東南アジアで活躍する船を東京から持ってくるよりは高知か宿毛に置いとけば燃料費も安いし、やってみんかとかいうことでやった経緯があるんですよ。これはこれですごいいいことだと思いますし、もう一つ踏み込んでJAMSTECの船の母港にできないかとかいうとこまで研究してみてください。要請しておきます。

◎樋口委員 内港と言われたんですが、これ母船も内港に入るわけですか。

◎玉石港湾振興課長 母船の中にふだんは積んでありますので、母船ごと入ってまいります。

◎樋口委員 これは高知土佐沖で調査をする、そのタイミングを見計らってですか、それともわざわざ高知のために来る。

◎玉石港湾振興課長 ちょっとその具体の時期のほうは高知市が調整をしております、詳細は把握しておりませんが、来年の秋ぐらいいに来れるんじゃないかということをお聞きしてるところでございます。

◎樋口委員 非常におもしろい話ですので、多分無理だと思うんですが、来年東部博があるでしょう、そういうのもし東の港へ入ることもできれば、一つのポイントにもなると思ったわけです。

それで、先ほど公園下水道課は、高知新港の土の積み上げが、この命山というのは波で流れると言ってたけど、こちらは波では流れんと土木部で2つ意見があるようです、どうなってます。

◎中城港湾・海岸課長 入野の車路の関係は、砂浜にそのまま土盛りで場所をつくるという計画でございますが、それは足元部分が津波にさらわれてしまって、高台に上がる可能性もあると。新港につきましては、ずっと固められた臨港道路なり埠頭用地があり、その中に腰巻きののり尻にコンクリート巻きまして、あと植栽を入れて高台をつくっていくということで安全であると考えてます。

そのときに構造計算、先ほど土質の話が出ましたけど、過去あそこは津波の強いところにありましたんで、海浜の状況は非常に粗い砂のところですし、十分なN値、強度を持っています。その盛り土部分についても、首都圏からの残土を受けてますけど、土質検査全部やって確実なものを入れてきておると、最後は飛び出しそうな土につきましても30センチの巻き立てを圧を入れながら締め固めていく、それによって強度は十分保たれると思っております。

◎武石委員 先日、ユズが出荷されたという明るいニュースも出ましたが、ああいうふうにはこの高知新港をどんどんこれからも利用促進を図っていただきたいと思います。

その中で利便性をどう上げていくかということですけど、新年度から新たな岸壁が供用されるということですけど、ガントリークレーンも今1基ですけど、その辺の増強体制というのは視野に入っておられるのかどうか、まずその点について質問します。

◎玉石港湾振興課長 この春供用される岸壁は、通称バルク貨物と言われる、先ほど説明しましたように、石炭とかヤシガラとか、そういうばらの貨物でございます、ガントリークレーンはコンテナ用ですので、今回の供用に際しては、新しいガントリークレーンをつける予定は今のところないです。

今既存の12メートル岸壁のところにはシップローダーといいまして、石炭を後ろからクレーンに積み込む機械はございますが、これにつきましては運ぶ運搬能力とかの話もありますので、今後将来的には増強の必要性あるのかなということで、それは高知新港振興プ

ランの中にも位置づけてございます。その点につきましては、今後の貨物の伸び等を見ながら、またその時期は検討していきたいと思っております。

◎武石委員　じゃあ、シップローダーは新たに供用するほうには、すぐじゃないけれども、将来的に必要なになる可能性があるという理解でよろしいんですか。

◎玉石港湾振興課長　供用直後につきましては、新しくまだ整備する予定はございませんので、今既存の12メートル岸壁で使っています大きな貨物といたしましては、石灰石、石炭、ヤシガラ、主にこの3つがございしますが、シップローダーを使っている石灰石につきましては、荷役機械の関係で今の場所のまま、石炭とかヤシガラにつきましては、船から船へ荷物の積みかえをしていますので、それは船についてますクレーン等の機械でやりますので、港側には必要ございません。その関係で、新しく供用した岸壁につきましては、まずは船のほうのクレーンで荷役、積みかえをやってもらうという予定にしております。

◎武石委員　これから取扱高を上げていく中では、コンテナの取扱高が一つの狙っていくべきところとなるんじゃないかと思うんですけど、どうも新しく供用するところにまだガントリークレーンの予定もないと、バルクでやるということは、静穏度の問題があるのかなと思うんです。そうすると、外の防波堤の整備のスピードにかかわってくるわけですよ、この港の振興を図ろうとしてもね。どうもその辺の実際の事情があるんじゃないかというふうにも聞くんですけどいかがですか。

◎中城港湾・海岸課長　岸壁12メートルと11メートル、ことしの春に供用開始するわけですけど、なぜ供用開始をこの時期にしたかといいますと、東第1防波堤の一番東が全て完成しました。それによって随分静穏度が向上したことで供用開始することに決定したわけです。

ただ、その東防波堤の200メートルと南防波堤の300メートルが残ってます。そこが整備されてない状況での静穏度は、今シミュレーション行いますと92.6%の稼働率になります。年間で言いますと20日から25日ぐらいの日にちは荷役作業はできないということです。

それと、中面委員がちょっと心配してくれてましたけど、高知港は長周期の波が入ってきます。そのシミュレーションにも当然それは反映させてますけど、若干その20日から25日より若干悪くなるのかなという気持ちは持ってます。

そういう状況ですんで、とにかく安全に安定的に11岸を使うとすればで、東第1防波堤の羽根の部分の200メートル、とにかくそれを早く完成させると、27年度からかかる予定ですけど、それを完成させた後に南防の300メートルを完成させて、求められる静穏度は確保していきたいと思っております。

ここまで事業費かけてやってきたわけですから、使えるものはとにかく先に使っていこ



うという考えでやっとります。

◎武石委員 今タグボートの予算も計上されてますが、何年か前にこの荷役の協会から聞いた話は、既に今供用してるガントリークレーンのある岸壁も静穏度が余り高くないという事で、記憶違いかもしれませんが、高くないんで、タグボートで船を押さえつける形で荷役をしてるという話を聞いたことがあるんですよ。

今の課長のお話では、タグボートは静穏度が悪いときに内港というか、今供用してる場所に持っていくという話もありましたが、それはそういうふうにするんでしょけど、ひょっとするとその静穏度が悪いときに、タグボートで押さえつけて荷役をするようなこともタグボートの用途としてはあるのかどうかをお聞きしたいと思うんですけど。

◎玉石港湾振興課長 新しく供用する岸壁ですが、先ほど申し上げましたけども、岸壁に大きな本船を着けておきまして、その沖側にバージと言われる小さな代船を着けまして、本船からバージに積みかえるという荷役形態を想定してございます。その場合ですと、本船だけであれば本船をタグで押さえつけることは可能なんですけど、本船があつてバージごと押さえるというのはなかなか難しいのかなと思ってるんですけど、その辺は実際に利用者の声を聞きながら、そういう要請があるかどうかは勉強していきたいと思います。

◎武石委員 中城課長からも御説明あったように、使えるものはもう早く使っていくという姿勢は大いに評価しますし、理解もしますので、これからも振興に取り組んでいただきたいと思います。

なお、あと一つ、防舷材があればなあという声も聞いたことがあるんですけど、費用対効果からしてどうなのかなと思いつつながら、その話聞いたんですけど、その辺の予定というか御所見をお聞きしたいと思うんですけど、いかがですか。

◎中城港湾・海岸課長 武石委員言われるのは、その12メートル岸壁と8メートル岸壁のお話でしょうか。

◎武石委員 そうです。

◎中城港湾・海岸課長 私のほうにも直轄を通じて事業者側から、それは着ける際に非常にこの防舷材使いづらいよと聞いております。直轄と今打ち合わせしておりますけど、これは利用者サービスの面でも非常に悪いんで、改良することを考えられないか検討を進めているところです。

本当安全に利用してもらうためには、新たな改良とかが必要だと思っております。

◎中根委員 輸入量の中でヤシガラがふえてきていますよね。感覚でなんですけれども、検疫体制は大丈夫なのかという、そのヤシガラがどっから入ってきてるのかと、感覚で物言ってるので正確でないのですが、例えば最近セアカゴケグモとか、いろんな形で外から入ってくる外来種によっていろいろありますけれども、検疫の体制はこの新港でどうなってるのかちょっと教えてください。

◎玉石港湾振興課長 ヤシガラにつきましては、今主な輸入元はインドネシアでございます。

検疫の体制でございますが、棧橋にあります高知の港湾合同庁舎に植物防疫所という国の出先機関がございまして、そこでチェックをしていただいているのが通常の体制でございます。

実は、ヤシガラにつきましては、直接どういう検疫をやっているのかは承知しておりませんが、そこは適切に法令に基づいてやっていると思っております。

◎中根委員 もちろん法に基づいてやってなきゃ大変なんですけれども、ちょっとそのあたりを調べるにはどういうふうに、どこに聞いたらいいですか。

◎玉石港湾振興課長 お話しいただきましたので、私のほうから、まずは植物防疫所のほうに聞き取りをいたしまして、それで委員に別途御説明させていただければと思います。それで、もし委員の御納得がいただけないようであれば、直接お話しする場をセットしたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎中根委員 よろしくお願ひします。

◎中内委員長 ほかにないですかね。

(な し)

◎中内委員長 なければ終わります。どうもありがとうございました。

#### 〈港湾・海岸課〉

◎中内委員長 港湾・海岸課の説明を求めます。

◎中城港湾・海岸課長 港湾・海岸課の平成26年度当初予算と本年度の補正予算、条例その他議案について説明させていただきます。

資料2の議案説明書540ページをお願いします。一般会計当初予算の歳入でございます。

7款分担金及び負担金の8目土木費負担金は、港湾と海岸での交付金事業と県単独事業、直轄事業に係る市町村の負担金を計上しております。

8款使用料及び手数料のうち、10目の土木使用料は岸壁などの使用料収入で、9款国庫支出金のうち541ページの11目土木費補助金は、港湾や海岸の整備に係る国庫補助金や交付金を計上しております。

542ページをお願いします。

12款繰入金の3地域経済活性化・雇用創出臨時基金は、いわゆる地域の元気臨時交付金、これを繰り入れたものでございます。

14款諸収入の1目貸付金元金収入は、宿毛湾港の用地先行取得に伴う貸付金を宿毛土地開発公社から受け入れるもの、3目過年度収入は、繰り越す漁港海岸事業の市町村の負担金などを計上しております。

次の543ページ、15款の県債は、港湾・海岸事業の県負担額に充てる起債を計上したものでございます。

544ページをお願いします。

歳出について主なものを説明欄で説明させていただきます。

まず、2目の港湾費、次の545ページ、説明欄の4行目にあります港湾施設使用料徴収委託料は、岸壁等の使用料の徴収業務を民間に委託するもの、高知新港防波堤標識灯管理委託料は、標識灯の維持管理などに要する経費でございます。

中段の高知港係留施設等管理運営委託は、12月議会で債務負担行為を認めていただきました平成26年度を初年度とします高知港での指定管理に係る経費で、国際港湾施設保安管理委託料は、外国航路の客船や貨物船が入港します高知港や須崎港で人や車の出入りを監視する等を委託するものでございます。

546ページをお願いします。

説明欄4の港湾美化対策事業費では、港湾区域の清掃等を、5のプレジャーボート対策事業費では、小型船舶の不法係留の解消に向けた取り組みを進めてまいります。

6の港湾調査費では、既存岸壁の耐震診断を実施しまして、災害時の応急対策計画を作成するとともに、高知港ほか3港で港湾BCPの策定や新たな更新、547ページ、8の港湾維持修繕費では、高知港ほか12港で施設の機能を保持するため、航路や泊地のしゅんせつなどを行います。

9の用地先行取得費は、宿毛市土地開発公社に用地取得費を貸し付けるもので、今年度で再取得が完了いたします。

10の港湾整備事業特別会計貸付金は、起債の償還に当たり、使用料等の歳入不足を補うために一般会計から特別会計に貸し付けるものです。

次の3目港湾建設費、説明欄1の重要港湾改修費では、高知新港東船だまりの整備を、2の地方港湾改修費では、佐喜浜港や下田港で防波堤などの整備を進めることとしています。

3の港湾施設改良費では、高知港ほか5港で岸壁の補修や臨港道路の整備を行います。

4の長寿命化計画策定事業費では、宿毛湾港ほか3港で港湾施設の維持管理計画を策定し、5の港湾環境整備事業費では、宿毛湾港の池島地区で緑地の用地取得と整備を行うこととしております。

6の直轄港湾事業費負担金は、高知、須崎、宿毛湾港、室津港で国が進めます防波堤の延伸や粘り強い構造への補強、それに必要な県の負担金でございます。

548ページをお願いします。ここからが海岸費でございます。農水省が所管します耕地や漁港、国交省が所管します河川や港湾の海岸で堤防の耐震補強や侵食、高潮対策などを行うものです。

549ページは、水門の管理等を地域に委託する経費や11月に開催します全国なぎさシンポジウムの全国海岸協会との負担金を計上しております。

550ページをお願いします。

説明欄の10、港湾海岸管理費の3行目、津波避難施設設計等委託料は、手結港のヤ・シィパークと甲浦港の白浜海岸で海岸を利用する方々のための避難施設の設計を行うこととされています。

説明欄13、高知港排水施設維持管理費は、浦戸湾の5つの排水機場の維持管理に必要な経費で、551ページの14海岸陸こう常時閉鎖推進事業は、地震、津波対策として陸閘の常時閉鎖を加速するための経費でございます。

次に、2目耕地海岸保全費、説明欄1の津波・高潮危機管理対策緊急事業費では、宿毛市の大深浦海岸や南国市の十市前浜海岸などで水門の改修などを行います。

最下段、3目の漁港海岸保全費の1高潮対策事業費では、土佐市の宇佐漁港海岸で堤防の耐震補強を推進することとしております。

552ページをお願いします。

説明欄4の市町村管理漁港海岸保全事業費では、野見や穴内、春野漁港海岸で市町が実施します高潮対策事業費に対し、継ぎ足し補助を行うものです。

次に、4目の河川海岸保全費、説明欄1の高潮対策事業費では、十市前浜海岸や伊尾木海岸で海岸堤防の耐震補強を進めるとともに、野根や岸本海岸で離岸堤の整備を、2の侵食対策事業費や3の津波・高潮危機管理対策緊急事業費では、安芸市の西浜海岸など5つの海岸で離岸堤の整備や堤防、水門の補強を行うこととしております。

5の国直轄河川海岸事業費負担金は、国が行います耕地海岸の戸原・長浜工区、そこでの堤防の耐震補強や離岸堤の整備に要する県の負担金です。

553ページ、5目の港湾海岸保全費、説明欄1の高潮対策事業費では、高知港の若松町地区で海岸堤防の耐震補強、須崎港や奈半利港で陸閘の改良や海岸堤防の整備を、2の津波・高潮危機管理対策緊急事業では、津久茂湾港など3つの海岸で堤防の補強を行うこととしております。

554ページから556ページにかけては、26年度の災害発生に備えるための経費を計上させていただいております。

次に、港湾整備事業特別会計について説明させていただきます。813ページをお願いします。

まず、歳入の港湾整備事業収入、1目使用料は、野積み場用地や荷さばき機械の使用料収入、2目の財産収入は、特別会計で整備した上屋等の貸付収入です。

3の諸収入は、一般会計からの借入金で、4の県債は重要港湾の整備に充てた起債の元金や利息を償還するためのものです。

814ページをお願いします。

細目の1目港湾整備事業費、説明欄の1港湾施設維持費は、特別会計で整備しました施設の維持管理に要する経費で、815ページにかけての2港湾高知新港管理運営費は、特別会計で整備しました施設の指定管理に係る経費や高知新港のガントリークレーン、シップローダー、そういうものの点検修繕費に要する経費です。

3の地方債元利償還金は、重要港湾3港での埠頭用地や荷役機械の整備に係る起債の償還金でございます。

次に、2目臨海土地造成事業費の1高知新港臨海土地造成事業費は、先ほど港湾振興課から説明しました高知新港の高台企業用地の造成費でございます。

次に、平成25年度2月補正一般会計予算について説明させていただきます。

資料④の補正予算の277ページをお願いします。

歳入でございますが、主に国の経済対策の補正や内示差に関するもので、内容は先ほど説明しました当初予算と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

補正額につきましては、歳出予算に連動し、負担金や国庫補助金、県債の増減により279ページにありますように合計8億7,918万7,000円の増額をお願いするものです。

280ページをお願いします。

歳出につきまして、説明欄で主なものを説明させていただきます。

2目港湾費、歳出欄の2港湾整備事業特別会計貸付金では、起債の繰上償還に一般会計から貸し付けを行うものです。

3目港湾建設費から8目海岸費にかけましては、国の経済対策の補正を活用し、施設整備を促進するためのものです。

説明欄の2地方港湾改修費では、下田港や佐喜浜港で防波堤の整備を、3の港湾施設改良費では、宿毛湾港など6港で岸壁の補修などを行います。

281ページ、5の国直轄港湾事業費負担金は、国が行います高知港や宿毛湾港での防波堤整備、その延伸に係る県負担金でございます。

282ページをお願いします。ここからがまた海岸費でございます。

最下段の4目河川海岸保全費の説明欄の1高潮対策事業費と2の侵食対策事業費では、香南市の岸本海岸や安芸市の西浜海岸で離岸堤の整備を、3の津波・高潮危機管理対策緊急事業費では、三津、高岡海岸など4つの海岸で堤防の補強を行うこととしております。

283ページ、5の国直轄河川海岸事業費負担金は、国が行います耕地海岸戸原工区での突堤整備に係る負担金です。

5目港湾海岸保全費、説明欄の1高潮対策事業費では、奈半利港海岸で海岸堤防の整備を推進します。

284ページから285ページにかけての災害復旧費は、災害がなかったことによる減額補正

でございます。

286ページをお願いします。繰越明許費でございます。

まず、追加としまして、事業の欄にあります地方港湾改修費と長寿命化計画策定事業費、最下段の河川・港湾海岸での津波・高潮危機管理対策緊急事業では、先ほど説明しました国の補正対応によるもの、その他としましては海岸事業で他事業とのブロック製作ヤード調整に日時を要したことや市町村工事が遅延したことなどにより繰り越しをお願いするものです。

次の287ページが変更でございます。

事業名にあります港湾施設改良費や河川港湾海岸の高潮対策事業費では、高知港や十市前浜海岸、奈半利港海岸で国の直轄事業や河川改修との計画調整に日時を要したことにより増額をお願いするものでございます。

最後に、条例その他議案について説明させていただきます。

資料⑤議案、条例その他の144ページをお願いします。

第80号議案高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案でございます。これは主に消費税法の一部改正を受けまして、甲浦港の白浜海岸、手結港の手結港海岸のヤ・シィパークで駐車場やシャワー、ロッカーなどの利用料金を内税方式から外税方式に改正しようとするものでございます。

以上で港湾・海岸課の説明を終わります。

◎中内委員長 はい、ありがとうございました。

質疑を行います。

◎中面委員 沈廃船の処理委託料149万円が出てるんですが、何年か前からこれ所有者のわからんやつを処理してるんですが、この26年度でどの程度要望が来てるんですか。

◎中城港湾・海岸課長 約20隻程度の要望が来ております。放置船については、平成18年から20年にかけてまして、油漏れとか航路への流出の危険があって、非常に危ないものについては集中して処理しております。それを103隻やってまして、最近徐々に要望というか、そういう危険物は少なくなっているという状況でございます。

◎中面委員 私もよく相談されるんですけど、所有者が高齢化しとって、何とか補助とかなのかという相談をよく受けるんですけど、全く今までなかった。去年の12月ぐらいかな、自分自身も小さな船、処理しようと思って値段聞いたら随分安くなってるんですよ、五、六メートルの船で四、五万円、その処理技術、FRP船を潰す技術を国交省は何年か前からずっと研究してますが、それがどんどん安くなってるようなことはないですかね。

◎中城港湾・海岸課長 国交省が技術調査をやったことは承知しております。それによって一時期その補助制度もあったと思うんですけど、今はなくなっていると思います。

ただ、最近のトピックスとしましては、中土佐町が津波被害対策として補助金を出すと

いう話も来ております。我々としましては、津波の被害を拡大することになりますので、漁港事業でも集中的に取り組んでおりましたけど、その現状を押さえて、本当に危険なもの、市街地に流入するもの、緊急輸送道路に影響を及ぼすもの、そういうところは調査して、できるだけ前向いて処理を加速できるようにやってまいりたいと思います。

◎中面委員 もう一点、宿毛湾港の防波堤、今ケーソンの据えつけをやる対策が入ってましたけれども、ここで187メートルぐらい手元の資料では第2防波堤でできるということなのですが、今年度直轄負担金が2億8,000万円ぐらい宿毛湾港で予定されてるという資料があるんですが、26年度で何メートルぐらい伸びて、380メートル完成するのは何年ぐらいの予定なんですかね。

◎中城港湾・海岸課長 ことしの宿毛湾港の防波堤かかる予算は9億1,400万円を計上しております。当初は宿毛湾港の防波堤、直轄の第2防波堤については、27年度完成を目標にやってきておりました、直轄が。それが若干航路マイナス10メートルのしゅんせつに岩がかたかったことで、そこの部分に非常に費用かかりまして、今整備局の中の事業計画会議で、28年度の完成にずれ込んでいっております。

◎土居委員 十市前浜海岸の堤防補強の工事ですが、現状堤防ありますよね、形自体はもう変わるがですか、高さであるとか幅であるとか、どのような工事になります。

◎中城港湾・海岸課長 十市前浜海岸あたりの設計津波の水位は8メートルございます。それに対して、現堤防高はそれをクリアしていると考えております。ただ、地盤沈降とか液状化の沈降は考慮しなくちゃいけないということで、今詳細設計を詰めているところです。

国の直轄海岸、南国工区と隣接しますので、今直轄が進める耐震補強方針、いろんな解析指標に基づくパラメーターの設定とか、そんなことで時間をとられてまして、もう少したてば対策工法はお示しできるようになると思っております。ここは数カ月でそれは出せますので、また報告に上がらせてもらいます。

◎土居委員 最近よう見てないですが、この十市前浜海岸のその漁業用のあいちゅう口ですかね、ありますよね、今も多分あると思うんですが、補強するときは、それはもう全部潰すという形の堤防になるのかどうかというのは。

◎中城港湾・海岸課長 高知新港船だまりに漁船だまりを設置しまして、シラスパッチ網漁港の方もあちらに係留してシラスを陸揚げするホイストクレーンで作業されております。そういうことですので、あそこの十市漁協の方との協議は十分していくんですけど、潰す方向でお願いしていきたいと思っております。

◎土居委員 最後に、そしたらこの新港の西から種崎半島に至る海岸堤防、その浦戸大橋のほうの可動堰等は今どんな感じになっちゃうがですか。

◎中城港湾・海岸課長 昨年の6月に浦戸湾の防災対策の直轄と一緒に公表さしてもらい

ました。それは三重防護による対策で今後進めていきたいというものでして、第1点としましては高知新港の防波堤の粘り強い化をして倒れない構造にするというのが一つです。その中に入りまして、浦戸湾の湾口部へ可動式か固定式かはまだ決まっておりませんが防波堤を設置する。種崎方面については、防潮堤の堤防強化がもちろん必要になります。それが第2ラインでございます。

第3のラインは、浦戸湾内の海岸堤防の整備と河川堤防の整備、それをあわせて三重防護でやるのが一番最適であるということは決まりました。

その後、磯部先生を座長としまして、検討委員会を何回か開いてきております。まだ公表する段階に至ってないわけですが、国と現在、いろんなケースごとに検討しております。その検討ケースとアウトプットといいますか、4月には大まかなところは出していこうということを相談してるところです。

基本方針については、5月ぐらいに出せばいいと、それで最終的には整備計画自体は、26年度までかかるんじゃないかと思っております。

だから、その、浦戸湾の湾口部、また種崎周辺の防潮堤の整備につきましては、直轄の河川国道事務所とも調整しておりますが、もう少し時間をいただきたいです。

◎土居委員 大まかなプランというか、計画の時期的なことはどんなになってますか、その年度というか。

◎中城港湾・海岸課長 工事の整備期間ということでしょうか。

まだ事業計画自体が決まっておりません。整備計画の大まかなところが決まってないんで、そこまで今は話せない、打ち出せない、公表できない状況でございます。ただ、直轄高知海岸、仁ノ、新居、長浜、南国が入ってくると、そういう状況の中ですので、浦戸湾内につきましてもできるだけ早く事業化して完成できるように取り組まないかんとは思っています。

◎樋口委員 五、六年前から言いゆうけど、海岸堤防で、例えば芸西の海岸堤防で林業の砂防堤防と連携重ねてるところありますね。ほんで、海岸堤防のレベルを津波対策でL1で幾ら考えても、林業振興部になるんですが、その砂防堤防が低かったら何にもならないということで、そのレベルを合わしてくれるようにと、以前から言ってたんですが、そこらあたりは現在どうなってますか。

◎中城港湾・海岸課長 一つの浸水区域の前面に森林法に基づく保安林があり、その横に一般海岸、例えば河川海岸があるとします。その地域の浸水被害を防ぐためには、当然その森林法に基づく保安林の部分と河川堤防の部分、それを一体して連携してやらないと効果は発現できません。

連携について、今どういう状況かといいますと、昨年11月にL1津波の設計の水位、今後整備していくための津波高の水位を公表したわけですが、それに当たりまして、森



林環境部の方には幹事会の幹事等として、事務局としても入ってもらっております。常に高知県での海岸堤防の整備方針、海岸ラインでの整備方針は情報を共有しながら、お互い共通認識として進んでいるところでございます。

なかなか保安林は津波のための整備は難しいかとは思いますが、最近のトピックスとしましては、海岸法の改正がありまして、緑の防波堤というのが国の補助事業として認められることになっております。そういう場合のやり方としては、河川海岸については我々が堤防を新設、また補強する。その隣にある保安林については、その背後に盛り土をして緑の防波堤的なものを整備すると、そうすれば面的に全部整備ができますんで、背後集落は守れるようになると思います。

ただ、森林法の中でまだ緑の防波堤補助制度というのははっきりしてませんので、私の口からは言えませんが、そういう対策も考えられるんでないかというところなんです。

◎樋口委員 緑の防波堤もいいですが、補助制度もまだはっきりしてないといったら、一体いつになるかわからん。そういう時間的余裕があるのかないのかもテーマですが、緑の防波堤で対処するという基本的な考え方ですか。

◎中城港湾・海岸課長 いや、海岸法の中で緑の防波堤が出てきて、まだ森林法なんかとの調整をよく私もまだ理解しておりません。つい最近のリリースなわけです、そこら辺をまた林業とも十分情報共有しながら、県下的には優先順位はもちろんあるんですが、そこも地元要望も高いところだと思いますんで、その対策は一つ一緒になって検討しておきたいと思います。

◎樋口委員 僕は十数年前からこれ言ってます。たまたま津波が出てきたからまたちょっと進み出したわけやけど、地元におれば非常に不安ですので、県下全般が重要やろけど、できるだけ早く進めるようにしてください。

◎池脇委員 今その緑の防波堤というお話が出たんで、お聞きしたいんですけども、土佐清水市の大岐の浜には防波堤があるんですけども、ちょうど浜と松林の間にあるんですけども、その防波堤がもう全部砂に埋まって、7メートルある防波堤ですよ、それが砂に埋まって、そのままつながっているという状況です。その地域の方からその堤防を生かしてもらいたいとお願いがあったんですけども、その砂を掘れば7メートルの堤防が出てくるわけですね。その砂をもっと海岸のほうに埋めていくと浜は前に広がると。

ところが、砂を掘ることもできない、今のままで大丈夫みたいなお話で終わったんですけども、ちょっと腑に落ちないんで、さっきの話とも関係があるのかと思ったんですが、その堤防の生かし方の対応するのは所管がどこなのか、林業の方が来て、そら掘る必要はないと、港湾・海岸課に相談に行ったら、それは林業だということで、よくわからなかったんですね。当然津波のこともあって、地域の住民の方は不安になってるんですけども、それはどう理解したらよろしいんですかね。

◎中城港湾・海岸課長 そのお話、以前ありましたが、大岐の浜の保安林につきましては、恐らく防砂機能を持った保安林だと思います。当然前面にある堤防は、その防砂林を守るための堤防ですので、我々海岸管理者が手を出すことはできない状況です。

前面の砂浜についても海岸保全区域かかっておれば一定手を出すことできるのですが、それも入っていないということで、林業に対策をお願いしたところです。

ただ、今緩傾斜の砂浜になっておるわけです。そうすれば、津波、高潮なんかには当然浅くなると砕波して、波のエネルギーを抑えるという働きもあります。委員のおっしゃるとおり、波返しのある海岸堤防を取り戻せば、その波返しによって波は破碎することもできるということです。

大岐の浜は、過去かなり大きな、もちろん津波被害受けてきております。その対策は、我々も一緒に考えていかないかんとこなんですけど、主体となるのは林業のほうでして、東北震災を受けた教訓として緑の防波堤とか話が出てきたんで、我々勝手に言うことはできませんけど、昨日も林業ともいろんなお話しさせてもらってますけど、そういう対策も考えられるんじゃないかと思います。

◎池脇委員 防砂堤であれば、既にその堤防を越えるぐらいに砂が出て、砂が埋めてる場所もあるわけですね。防砂堤の機能は終わってますよね。そうすると今のまま放置しておけば、どんどん砂は防砂堤のほうに行ってしまうよね、風で。にもかかわらず、それで現状のままで手が出せないというところについて、少し何か打つ手があるのではないかと思うんですね。

確かに港湾・海岸課では、防砂堤だからその堤防をどうこうすることはできないけれども、防砂堤の手前にある砂については、港湾・海岸課の範疇ですよ。砂を取り除いてあげるといことは防砂堤の機能も復元されるわけですし、それから津波に対しても一定の歯どめの効果が期待できるわけですから、であるならばその住民の方の要望というのは実に理にかなってると思うんですけれども、そこが説明の中ではどうも理解ができないんですけど、もう一度その点についていかがですか。

◎中城港湾・海岸課長 保安林を守るための堤防は、もちろん林のほうですけど、そのための海浜について、そこは海岸保全区域に指定されてないもので、我々としても手がなかなか出せないという状況です。

一つ、わざわざしゅんせつするのかどうか、津波対策として今保安林を守るための機能は堤防にないのなら、かさ上げすることも一つの対策としてあるのかなと思ったりもします。いろいろ今林業とも調整してやってきてますんで、それなりの役割の中で何ができるか一度検討さしてください。

◎中内委員長 ないですかね。

(な し)

◎中内委員長 なければ質疑を終わります。

以上で土木部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎中内委員長 続いて、土木部から2件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

まず、高知県建設業界活性化プランについて等について、建設管理課の説明を求めます。

◎今西建設管理課長 それでは、建設管理課からの報告事項でございます。

委員会報告事項の建設管理課の赤のインデックスをごらんいただきたいと思います。また、別冊の資料として、A4判の建設業活性化プランをお配りいたしておりますけれども、説明はこのA3の概要版で説明をさせていただきたいと考えております。

まず、建設業を取り巻く環境の変化としてでございますけれども、概要の左側に整理しております。

まず、左上で、これまでの建設投資の減少に伴う建設業者の施工力の低下といった状況があり、建設業者が重機や技能労働者を少なくし、小規模化していく、またそれに伴う施工力の低下といったものが出てきております。そうした中で、地域防災力という観点では役割は増加しておりますけれども、産業としての魅力が低下し、労働条件等から、特に若手入職者の減少が著しくなっているという状況がございます。

また、国勢調査の高知県版では、34歳以下の若年労働者が占める割合は、ここ10年で全産業が約5ポイント程度の減少ですが、建設業は約10ポイント減少し、直近平成22年の国調では、若年労働者の割合は17.8%にまで減少している状況です。

そういった建設業を取り巻く環境の変化に向けて、課題といたしましては、真ん中に記載しておりますけれども、まず一番上の入札の不調・不落の増加という直面する課題があると思います。また、その下ですけれども、現場の施工力向上や企業力強化、また建設業者のマンパワー確保等といった個々の建設業者に直面する課題が出てきております。さらに、一番下になりますけれども、公正な競争基盤の構築がベースでありまして、さきの談合事案を受け、信頼回復に向けた受発注者を含めたコンプライアンスの確立が重要となっております。

そうした課題に対しまして、取り組んでいこうとするのが今回の活性化プランでございます。

右に提示をいたしておりますけれども、まず第1の柱といたしまして、1の入札不調・不落への対応でございます。その中で、建設業者から常に上げられております工事の平準化への対応などに正面から取り組んでまいりたいと考えております。また、その下ですけれども、第2の柱といたしまして、2、県内建設業の活性化への支援でございます。

まず、その目的の1つとして新技術開発の支援として、県外にも打って出られるようなオンリーワンの企業づくりを支援してまいりたいと思います。また、2つ目として、建設業者の施工力向上の支援として、建設業者の全体的なレベルアップを図っていきたいと考えております。また最後に、第3の柱といたしまして、全ての前提となる3、コンプライアンスの確立に向けた取り組みでございます。今後も検証を行いながら進めてまいりたいと思います。

それでは、詳細を説明させていただきます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

まず、活性化プランの第1の柱として、入札の不調・不落への対応でございます。

左下の赤の折れ線グラフのとおり、特に昨年の11月、12月には、不調・不落の割合が約2割まで急増をいたしております。原因といたしましては、公共工事の増加や、あるいは民間需要の急増等によりまして、資材の高騰あるいは技術者や職人などの人材不足あるいは仮設資材の確保難などから全国的に増加をいたしております。高知県でも、大型の建築物の入札で不落がございました。

こうした不調・不落の背景としましては、これまでの公共投資の減少に伴っての重機や、あるいは人材を縮小してきた建設業者の実態があり、南海トラフ地震対策や、あるいは社会インフラの整備などを考えますと、不調・不落への対応は急務であると考えております。

そのための対応としまして、真ん中でございますが、大きく4つの取り組みを進めてまいりたいと思います。

まず、上になりますが、現場実態の積算への迅速な反映に取り組んでまいります。これは予定価格が実勢価格と解離しているといったことから、具体的な対応を行ってまいります。特に建築物の不落を踏まえ、建築では見積もりの価格を積算に使う割合が多いことから、建築資材の価格動向を継続的に把握し、急変の場合には公示価格に迅速に反映させ、実勢価格との解離の解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、新労務単価につきましては、国と足並みをそろえて2月1日からアップをしているところでございます。

次に、新たな積算方式といたしまして、これまでの積み上げ方式から材料費や労務費等が一体となった施工パッケージ型積算を本年7月から一部導入していく予定でございます。国は、24年の10月から舗装、道路改良あるいは護岸工事等で主な工事から導入を進め、25年10月からはさらに追加し、また各県でも導入が行われているところでございます。この積算により、設計変更時における受発注者の協議の円滑化や発注者の積算業務の簡素化が図られますとともに、実勢価格の迅速な反映が可能となりますことで、より実勢を反映した予定価格の設定につながることを期待されます。

また、特に導入に際しましては、新年度に建設業者の方々に対しまして、県から説明を行うなど、できるだけ円滑な導入にこれからも努めてまいりたいと考えております。

次に、その下でございますが、現場に応じた適切な設計積算の実施でございます。

これは12月の議会の当委員会でも武石委員から、県下の建設工場の現場において現場実態に合った設計や積算が行われていないところもある。その対応はどうするのかといったお話もございました。また、建設業協会からも課題が提案されているところでございます。基本的な課題でありますことから、このプランにも取り上げ、今後取り組みを進めてまいりたいと考えております。

建設工事費の積算は、土木工事の標準積算基準に基づいているところです。標準積算の中で、できるだけ現場実態に近い積算にしていくことが現場事務所の土木技術者の力量であり、そのため現場事務所でふえております若手技術者への研修内容の見直しによる指導の強化、あるいは設計図書組織としてのチェック体制の強化などについて取り組んでまいりたいと考えております。個々の土木事務所では、参考になる取り組みを行っているところもあり、そういった情報共有なども重ね、改善を進めていきたいと考えております。

また、受発注者間の工事内容や施工状況等の共有促進も大切な課題であります。後で問題が発生しないよう受発注者とも先手先手で課題管理や、あるいは情報共有を進めていきたいと考えております。さらに、あわせて設計変更手続の透明化に向けたガイドラインの策定や、あるいは審査会の設置などの協議も進めていきたいと考えております。

次に、十分な工期の確保でございます。

具体的な対応としまして、国と歩調を合わせ、労働者の確保や資機材の調達のための工事準備期間を余裕期間として、必要に応じて工期設定の中に盛り込んでいくよう各土木事務所に通知しているところでございます。

その下の工事の平準化でございます。

これは建設業者の方から最も要望の多い項目でございます。今年度は、年末以降の県の発注工事で繰り越しを想定した特例入札を行い、今議会で繰り越しの承認をいただければ、年度末に工期の延長の手続を行い、工事の平準化を図っていく取り組みを行ったところでございます。特に26年度以降は、一般公共事業や、あるいは県単事業において、できるだけ翌債や繰越制度を活用し、下の図にありますように、通常なら年度末が工期の工事を、必要に応じてでございますが、年度をまたぐ工期に変更を行い、年度末の工事の集中をできるだけ回避し、結果として端境期対策にも結びつけていく対応を進めていきたいと考えております。あわせて、県内の各市町村にも平準化の働きかけを行ってまいりたいと考えております。

4つ目としましては、技術者等の人材不足への対応でございます。

現場代理人の常駐緩和といったものを制度化しますし、また入札の総合方式で若手技術

者の配置への加点なども行ってまいりたいと考えております。

3 ページをおあけいただきたいと思ひます。

県内建設業の活性化への支援の取り組みでございます。

この取り組みは、左上に記載をしておりますが、2つの目的を持って取り組んでまいりたいと思ひます。

①として、1つは研究開発を行っている建設業者の新技术開発を支援し、県外でも活躍できる建設業者の促進を図っていききたい。2つ目として、工程管理等マネジメント技術や、あるいは今後需要が拡大していく防災・減災等への基礎技術の習得支援を行うとともに、建設業者の経営指導などを行い、建設業者全体の底上げを図っていくといったことでございます。

支援策としまして、左側に整理をしております、大きく4つの取り組みを行ってまいりたいと考えております。

まず、左側の上のところですが、まず第1は土木部の中に支援の窓口を創設し、この支援の窓口が既存の商工の産振センター等の各種支援策も含め、個々の企業への支援のハンドリングを行っていききたいと考えております。また、支援窓口の専用ダイヤルも新たに設け、個々の企業の相談内容に真摯に対応していききたいと考えております。

その下でございます。

次に、建設業の支援アドバイザーによる支援制度の創設でございます。

技術開発支援や、あるいは経営支援などに対応する専門家のアドバイザーを設けていききたいと思ひます。建設業者のさまざまな要望に応じて、建設業者の技術開発の各段階に応じた個別指導ができる体制を準備していききたいと思っております。

アドバイザー支援のスキームは、中のポンチ絵のとおりですが、県内建設業者の方が関係団体を通じて、あるいは直接県土木部支援窓口のほうに連絡をしていただきます。その後、支援窓口が依頼の建設業者と協議を重ねた上で適切なアドバイザーを選択し、個別支援を行っていきます。また、費用は1業者5回まで県負担で対応してまいりたいと思っております。

また、その下の技術開発や施工力向上といった建設業者向けの技術研修を拡充いたします。

具体的研修メニューでは、まず今後需要拡大が想定される社会インフラの長寿命化対策として、インフラ点検の技術力向上に向けた研修を建設技術公社で新たに設けます。26年度は、初級コースとして橋梁、のり面、トンネルの3分野を対象に、合計50名以上の研修履修者を目指し、27年度以降はさらに中級、上級コースも設けていききたいと思ひます。また、防災関連の新技术研修や工程管理等のマネジメント研修、さらには3次元モデル等の情報化技術の活用など、技術公社や、あるいは県下各地区での研修機会の拡充を図ってま

いりたいと考えております。

次に、その下に建設業の魅力発信の支援としてあります。

支援といたしまして、一般の県民の方々や、学生の方々を対象として、これまで以上に建設業の地域防災力としての重要性、あるいは建設業のやりがいとか魅力を知っていただくことが特に今必要だと考えています。そのため、建設業の関連団体が行います現場見学会あるいは学生向けの広報冊子の作成、あるいはメディアを使った広報活動などの取り組みを支援してまいりたいと考えております。

こうした支援策を活用した支援施策の流れを右ですが、見ていただきたいと思います。

まず、①の新技術開発の支援でございます。新技術の各開発段階には、各企業によってステップ1の検討段階あるいは開発段階あるいは実用段階と、それぞれございますが、各段階に応じた支援を考えていきたいと思います。例えば新技術の検討段階なら、研修会等に参加いただき、開発に向けた意識の醸成や、どういった分野での技術開発を検討したほうがいいのかなどのアドバイスができればと考えております。

また、開発段階においては、アドバイザーの個別支援を受けることや、事案によっては大学研究機関との連携をあっせんしたり、安全性を確認した上での実証フィールド等を提供するといった支援も進めてまいりたいと思います。さらに、現在県が進めております防災関連産業育成事業と関連した支援も考えられると思います。

また、実用段階においては、国のNETISや、あるいは県のモデル発注への新技術の登録などを促進し、必要に応じて県事業での実績づくりの支援や、または県としても全国会議での高知発の技術の紹介などにも取り組んでまいりたいと思っております。

次に、その下になりますけれども、②の県内建設業の施工力向上の支援でございます。

表にもありますように、建設業者向けの防災・減災や適切な維持管理に向けた技術習得の研修、工事の品質や工程管理等のマネジメント技術の向上を図る研修、そういったものを行うとともに、専門アドバイザーによります経営あるいは技術面での指導なども丁寧に行うことで、建設業全体の底上げに取り組んでまいりたいと考えております。

建設業の活性化に向けては、まずはこういった建設業者個々の課題に対応できる体制づくりや、あるいは建設業者向けの各種研修事業の拡充を行ってまいりますが、26年度はまずはスタートだと考えております。新年度明けて、県の入札参加資格を持っております建設業者を対象に県下ブロックの説明会を開催し、まずこのプランを知っていただくことが必要だと考えております。

また、実際に取り組むを進めていく中で、不足している支援内容や体制などについては、建設業者の方との意見交換会などを通じて、このプランのバージョンアップなども行っていきたいと考えております。こうした取り組みを重ねていくことで、下がり続けております若年労働者の割合が3年をめどに上昇に転ずることを目指して、プランの施策を推

進してまいりたいと考えております。

次に、4ページをお願いしたいと思います。

コンプライアンスの確立に向けての取り組みでございます。

25年度、今年度これまでは、まず法令遵守の意識づくりとして、事業者に対しまして、また発注側の県職員あるいは市町村の職員に対しても、それぞれコンプライアンス研修を実施しました。また、建設業者、建設事業者の方々には、各社ごとにコンプライアンスの基本方針を定めていただき、自律的な取り組みを行っていただきますとともに、業界団体でも勉強会などを行っていただきました。また、違反行為のできない仕組みとしましては、県では入札参加資格の見直しを行い、また建設業協会では外部委員による倫理委員会も設けられております。さらに、その下の厳しいペナルティーとして、今年度大きく指名停止措置の要綱なども改正をしたところです。今後もPDCAサイクルによる検証を行い、目標設定を持ったコンプライアンス研修を実施していくとともに、コンプライアンスの先進事例の紹介など、業界団体や事業者の自立的活動を支援し、コンプライアンス確立に向けた取り組みを進めてまいります。

以上が高知県建設業活性化プランの説明でございます。

次に、あわせて5ページをお願いしたいと思います。

高知県建設業協会のコンプライアンス徹底に向けての取り組みについてでございます。

2月21日に高知県建設業協会からコンプライアンス徹底に向けての取り組みについて、昨年10月から12月までの活動実績報告がございました。

6ページをおあけいただきたいと思っております。

左に当初計画の予定、右にその取り組み実績が記載されております。9月までの活動実績につきましては、12月16日の同委員会で御報告させていただきましたので、10月から12月までの以降の実績について、主なものをかいつまんで御報告させていただきます。

まず、当初計画の行政機関への定期活動報告として、実績では11月15日に県に提出をいただき、四国地整あるいは県内の市町村に提出されております。

また、当初計画の協会幹部による支部の訪問等は9月13日から11月6日まで、県が主催しました建設業協会の各支部との意見交換会に合わせて行われ、その意見交換会の場でコンプライアンスの取り組みなどの御報告をいただいております。

また、四半期ごとの建設業協会の中のコンプライアンス委員会また倫理委員会は、日程調整の関係もあり1月15日にコンプライアンス委員会が、1月31日に倫理委員会が開催され、コンプライアンスの活動実績や最近の入札状況などについて協議が行われたとお伺いしております。

また、10月から12月の実績の項目の一番の下に、コンプライアンス相談窓口への相談件数がございます。10月から12月までの3カ月間で12件あり、社内のコンプライアンス体制



に関する事、あるいは県の入札・契約制度に関する事、あるいは建設業法に関する事などの内容が主だったとお伺いしております。

また、7ページ以降はそれぞれの取り組みの詳細でございます。説明は省略させていただきます。

さらに、当初計画以外の取り組みとして、1月29日には建設業協会を事務局とする高知県建設産業団体連合会の主催で、コンプライアンス講習会が開催をされております。

以上で協会のコンプライアンス取り組みの実績の報告を終了いたします。

続きまして、9ページをお願いいたします。

賠償金の請求あるいは納付状況でございます。

上段には、昨年3月と4月に請求いたしました分を既請求分として記載し、このたび請求しました4件分、計3,200万円余りをその下に記載しております。今回の請求分を含めた合計で、総額14億8,700万円余りを請求し、うち13億4,000万円余り、割合で90.2%がこれまでに納付されております。

右端の履行延期承認分は、いわゆる分割承認を承認した額のうち、納期限が到来していない額でございます。

また、未納の4,700万円余りは、債務について納得していないことなどによるものですが、問い合わせに対しましては、できる限り納得が得られるよう丁寧に説明を行った上で、債権回収に努めてまいりたいと考えております。

また、下の表は、今回請求しました4件の内容でございます。なぜ今になって新たな請求を行ったのか、既に請求済みのものと何が違うのかについて御説明をいたします。

この4件は、昨年行いました損害賠償請求の計50件と一連の事案でございます。しかしながら、公正取引委員会の処分であります課徴金納付命令や排除措置命令が出ていないことから、命令の確定が要件となっている契約書に基づく請求はできません。しかしながら、これらの工事で談合が行われていたことはこれまで得た公正取引委員会からの情報で明らかになっており、その結果、高い落札率で受注し、県や県民へ損害が発生していることは事実でありますことから、その損害を補填するために民法に基づき、損害賠償請求を行ったものでございます。

契約書に基づく請求であれば、当事者双方の合意した内容であるため、立証することなく契約書に規定された割合を請求することになりますが、民法に基づく請求の場合は、事業者の行為性や違法性、あるいは県の損害額の算定、またこれらの因果関係までを被害者である県が立証する必要があるため、そういった法律構成等の整理に時間を要した結果、この時期の請求になったものでございます。

以上で賠償金の請求・納付状況の御説明を終了いたします。

次に、平成26年度の入札・契約制度の改正について御説明をいたします。10ページをお

願いたします。

主な点につきまして、改正前と改正後の要点を説明させていただきます。

今回の改正は、不調・不落への対応あるいは地域をよくする建設業者の確保あるいは若手の育成、あるいは談合防止対策といった観点から改正をさせていただきました。

まず、1の工事費内訳書の提出対象の拡大でございます。

この項目は、高知県談合防止対策検討委員会が昨年2月4日に知事に報告した報告書に基づきまして、県が談合防止対策として導入した制度でございます。今年度の対象単位は2,500万円以上の建設工事を今回、26年度から1,000万円以上に拡大をするものでございます。中小企業者にも適切な見積もりを促し、また見積能力の向上にも資するものと考えております。

次に、2の予定価格の事後公表の拡大でございます。

この項目も談合防止対策検討委員会の報告に基づき、拡大しているものでございます。また、事後公表が拡大をしていくことで、発注業務の職員へ働きかけが起こらないよう、受発注者ともコンプライアンスの研修は徹底していきたいと考えております。今年度は、一般競争入札の下限額と同じ3,000万円以上を事後公表としておりましたが、26年度からは土木一式工事のB等級以上の発注標準に、現在工事費内訳書の提出対象となっております2,500万円以上の工事まで拡大をしていきたいと思います。

次に、3の現場代理人の常駐義務の緩和でございます。

公共工事の発注量の増加とともに、事業者の技術者不足等もあって、今年度下半期の発注では、入札の不調・不落が多発しております。平成26年度の当初予算でも多額の公共事業費を計上しておりますが、円滑な工事が実施できますよう、受注者が工事現場に配置する現場代理人について、2,500万円未満の工事の場合は2件まで兼務できる制度を当分の間、継続したいと思います。また、あわせて草刈りなどの維持委託業務を含む場合は、合わせて3件まで兼務できるようにしたいと考えております。

ただし、現場代理人はいわば現場の責任者でございます。個々の工事現場をおおむね30分以内で移動できるとか、あるいは交通量の多い場所でないことなどをその承認の要件とさせていただきたいと思っております。

次に、4の総合評価方式の改正についてでございます。

まず、(1)の企業の評価における評価項目のうち①でございますが、同種・類似工事の実績の有無につきましては、評価対象とする期間がこれまで15年と長過ぎるといった意見も多く、今回の改正で過去10年間に短縮します。このため10点の加点対象として、これまでは「4件以上」としておりましたが、これを「3件以上」にしたいと思います。

また、②の地域内拠点の有無については、現在の応札業者数が少なく、不調・不落が増加する中で、応札業者数をふやし、競争性を確保していくため、また他の評価項目とのバ

ランスにも配慮し、これまでの「15点」から「10点」に縮小をしております。

また、③の重機保有の有無については、重機が災害の応急復旧において果たす役割の大きさを評価して、これまでの「保有の有無」から「保有台数に応じた評価」としたいと思っております。

また、その下の新規の追加項目でございます。

④の自社工場（製作）の有無を評価項目として追加し、工場製作に伴う工事に適用することとしております。そのことにより、県内で活動する企業を評価し、県内の経済の活性化あるいは雇用の確保につなげていきたいと考えております。

⑤の若手技術者の育成の状況を追加したいと思っております。内容としては、1つは技術者要件を有する若手技術者が開札日時時点で41歳未満の技術職員を主任技術者または管理技術者として配置する場合、あるいは主任技術クラスの若手技術者を現場代理人として配置する場合のいずれかに該当する場合には、10点の加点評価をしたいと思っております。こうしたことで若手技術者を評価し、優秀な若手技術者の確保と育成につなげていきたいと思っております。

次に、その下の（2）の配置予定技術者の評価でございます。

これも先ほどの企業評価と同様、同種・類似工事の従事実績の有無をこれまでの「15年」から「過去10年間」に短縮し、評価の対象件数も3件までとするものでございます。

その下の5の建設工事請負契約書の改正についてでございます。

先ほどの損害賠償請求の説明と重複するところもありますが、さきの談合事案において、独禁法の課徴金納付命令が確定したものに対しては、県が契約書に基づいて損害賠償請求を行いました。違反行為者の中には課徴金が免除された事業者等があり、これらの者については契約書の規定でなく、民法709条の不法行為の規定に基づいて損害賠償請求をせざるを得なかった経緯がございます。その経緯を踏まえて、まず改正の要点の一つとして、現行の賠償額は請負代金額の20%ですが、現状の調査基準価格が大体87%前後であることを考えますと、損害補填といった観点では課題とも考えられ、今回の改正で損害金と違約金としての違約金の2つの性質で債権を分類することといたしました。現行の20%を改正後は賠償金としての10%と違約金としての違約金の10%に分割し、さらに新設の違約金は公正取引委員会の課徴金と連動させ、減額措置を講ずることといたします。

その下のもう一つの改正の要点としまして、今回民法で損害賠償請求した課徴金免除業者等に対しても、契約書に基づいて10%の賠償金の分を請求できるとさせていただきたいと思っております。

11ページ、12ページは改正の詳細でございますので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

そして最後に、平成26年度建設工事の入札参加資格者についてです。

まず、14ページをごらんください。

上段に平成26年度の建設工事ランク基準表を記載してございます。土木一式工事では、A等級が1,200点以上、B等級が1,199点から880点、以下C、Dという区分でこれまでと同じ基準でございます。

また、その下段が発注標準でございます。例えば土木一式工事では、A等級業者への発注標準額は7,500万円以上の建設工事であり、あるいはB等級業者は2,500万円以上7,500万円未満となっております。これも特に今年度と変更はございません。

それで、13ページに戻っていただきまして、1の表が県内建設工事ランク別事業者数でございます。平成26年度の土木一式工事、建築一式工事のほか、その他専門工事を含めまして28業種のランクごとの事業者数を取りまとめております。

入札参加資格者の26年度の実業者数は、右下のほうにありますけれども、実業者数、26年、1,414社でございます。

また、その下の表が土木一式工事における事業者の推移でございます。

26年度の入札参加資格では、特に土木一式工事におけるA等級業者が26社から14社に減少しております。これはさきの独禁法違反により、指名停止あるいは営業停止を受けた建設業者が経営事項審査及び県の入札参加資格の地域点数において、大きな減点となっていることが主な原因でございます。また、Bは20社の増加、CとDはそれぞれ減少しております。

以上、長くなりましたが、建設管理課からの報告でございます。どうぞよろしくお願ひします。

◎中内委員長 ありがとうございます。

質疑を行います。

◎依光委員 3ページです。ステップ1の検討段階のところの研修会等の実施の一番下です。今後、需要が高まる工事分野の紹介とあります。

インフラ点検とか防災だと思うんですけど、ここがどれくらいのものなのか。自分は大きいところは知らなくて、地元の業者と話をしてて、見通しが立たんから結局若い人も雇えないと。ただ、メンテナンスとかはこれからふえてくると思いますし、公共事業はずっと減ってきたけど、この分野は一定あるんだろうなど。経営者からしてみたら、この部分がどれくらい地域別に、例えば香美市中心にこれくらいのメンテナンスが発生するとか、そういうのが見えてくれば、若い人も雇ってみようかとなるかもしれんですけど、現状は代がわりの時期とかもあって、もう廃業しようかということもあったりとか、その辺ここに書いてある需要が高まる工事分野の紹介というのは、そういう数字的なことも含めて、やられるのか、その辺はいかがですか。

◎今西建設管理課長 その分は、ちょっと戻っていただきまして、1ページの2の県内

建設業の活性化への支援の下から3行目ぐらい、課題意識は非常に持っております。ここで安定的な雇用確保にも資するとかいったことで、まずは工事発注の平準化といった、先ほどの取り組みを進めていくのと、もう一つは発注見通しの拡大、これは直近の部分の1年間確定した部分の事業量を発注していく、今までは5月と10月にやっておるところですけれども、発注の見通しをもっと細かく広げていく取り組みをしていきたいと思っております。

それと、先ほど委員が言われましたのは、事業量見込みの公表の検討、ここは大きく、なかなか定量的に示せるのかどうかは別として、できるだけこのものについては課題意識を持っとりまして、どういったものができるのか、これは本当に検討していきたいと思っております。ちょっと具体的なその数字はなかなか示せないかもわかりませんが、できるだけそういったところも検討していきたいと思っております。

◎依光委員 文章にあるので検討していただきたいというところですよ。

それともう一つ、10ページの評価方式のところ、重機保有についてです。これがこれまではあるかないかというところを3台以上から1台までという点数があるということなんです、詳しくないんですけど、例えばこの保有台数ってしてる重機ですよ、それについて例えば性能とか、その新しさ古さ、多分その防災力っていう部分があると思うんですけど、こういう機械をとというのはあるんでしょうか。

◎今西建設管理課長 毎年やってます経審の調査の中で、重機保有といったものが、例えばブルドーザーとかバックホーといった特定されたものがございます。それで、当然評価をしていくわけですので、やっぱり客観的な数字がないと、申請だけじゃだめですので、経審の中でその重機の部分をチェックする項目がございますので、その項目で対象の重機が絞られてます。それで、3点とか3台とか持ちゅう台数で評価をしていくという形でございます。

◎依光委員 3台以上ないと10点にならないことになってきて、3台以上4台、5台あっても余り変わらないということであれば、こういう企業があるのかないのかわからんですけど、これまでは1台持っていて10点とってたのが、1台しかないから5点に下がるみたいな、そういうようなことは考えられんのですかね。

◎今西建設管理課長 今回、これまで重機保有に関して、あるかないかで1台で10点やっておったところですが、ほとんどの業者が当然最低1台は総合評価をする場合には持っておられます。それはなかなか差がつかない状況にもございます。

それともう一つは、地域防災力の観点で、昨年11月に県も地域防災力検討委員会のほうから報告も受けておるところですけれども、やはりこういった重機は非常に災害にも役に立つ、そういうところをもっと評価すべきじゃないかといったお話もございまして、今回各建設業者の方、ほぼ1台は持っておられますので、できるだけ台数で評価をしていこうというところでもございます。

◎依光委員 その性能も多分機械ってあると思うんです。いい機械やったら、例えばブルドーザーでも効率がよかったりとか。だから、経営環境をよくすることが重要で、差をつけていいところにはもっと伸びてもらうことやと思うんですけど、何かそこで台数で切るってところがマイナスになったらいかんなど。議論はされてると思うんで、またそこは要請でお願いします。以上です。

◎中内委員長 ほかに。

(な し)

◎中内委員長 では、質疑を終わります。

次に、優良建設工事施工者表彰について、建設検査課の説明を求めます。

◎川内土木技術監兼建設検査課長 それでは、建設検査課のインデックスをお開きください。

6月の産業振興土木委員会で優良表彰の選考方法やプレゼンについて御意見をいただきました。このため表彰制度の必要性などにつきまして、審査委員や企業などの関係者へのアンケート調査を行いまして改善策を検討いたしましたので、御報告をいたします。

アンケート調査の報告の前に、現行の優良表彰について説明をいたしますので、次のページの説明資料をお開きください。

この資料の左の枠囲いが現行の優良表彰となっております。知事賞が10件、優良表彰が10件となっております。

この優良表彰の選考手順につきましては、評定点が80点以上の工事の中から1企業2件までの応募を受けまして、県内部の書類検査、その後プレゼンテーションにより外部審査で選考をしております。

また、所長表彰は、その2段下の網かけの枠にありますように、各土木事務所で工事成績評定が75点以上の中から選考をしております。

表彰は、小規模工事への受賞機会を広げるといったことで、請負金額を500万円から5,000万円未満の範囲で金額により3区分をしております。その区分ごとに優良表彰の受賞者をまず除外しまして、評定点の高いものから順番に各3件程度、土木事務所で約10件を選考しております。県全体では60件となります。

優良表彰と所長表彰との間にあります白い枠につきましては、この表彰の対象外となっております5,000万円以上の評定点の高い工事をと示しております。

報告書へお戻りください。

アンケート調査につきましては、外部審査、書類審査委員、それから事務所の所長への聞き取りアンケートを行いました。また、県内企業へは土木一式のA、B、Cランク、合計555社を対象にしまして、213社から回答を得ております。

その主な意見としましては、次のとおりとなっております。

表彰制度の必要性につきましては、優良表彰、所長表彰とも受賞後、工事の品質や技術者の意欲が向上したといった肯定的な意見が大半を占めておりました。

次に、優良表彰への意見につきましては、外部審査のプレゼンテーションは経費や時間がかかり、準備が大変といった意見や、発表する技術者にとってはプレゼンが苦手で負担になるといった意見が多くありました。また、プレゼンテーションによる審査でなくても、書類審査で十分ではないかといったような意見もございました。次の選考基準につきましては、これまで優良表彰の発表には何が評価されたのかは公表していませんでしたので、この点について知りたいという意見もございました。

次に、現在試行中の所長表彰についての意見です。

所長表彰は、優良表彰に応募して選ばれなかった5,000万円以上の工事、先ほどの白桦の工事ですが、それも対象に入れてほしいという意見がございました。また、所長表彰を総合評価方式の加点対象にしてほしいという意見もございました。

こうしたことから、課題としまして、評価内容がわかる優良表彰の透明性の確保、プレゼンテーションなどの企業負担の軽減、それから所長表彰の対象工事を広げる制度の充実、入札時での所長表彰の加点といったものが上げられます。

もう一度、次の説明資料をごらんください。

こういったことで、企業の負担の軽減のため現行制度から、右の変更案のように選考時のプレゼンテーションを廃止しまして、応募を受け付け、書類審査で選考したいと考えています。

応募の受け付けは現行の1企業2件までから1企業1件へと変更し、受賞機会の拡大を図っていきたいと考えています。

なお、プレゼンテーションにつきましては、審査からは削除をいたしますが、工業高校の生徒など将来の若手技術者を確保するといった観点を入れまして、受賞が決定した後に受賞者が栄誉としてプレゼンテーションをする場を構えていきたいと考えております。

なお、発表時間などを考慮して、まずは知事表彰のプレゼンテーションを考えていますが、優良表彰についても今後検討してまいります。

また、受賞工事の公表につきましては、これまで完成写真や工事概要などに加えまして、厳しい施工条件の中ですぐれた創意工夫があったなど、どういったことが評価されたのか、表彰理由の寸評をあわせて公表することとしております。

次に、知事表彰の拡大についてです。

先ほど説明しましたように、受賞の対象外となった評定点の高い工事に対しまして、右側の変更案に示します新たな優良所長表彰を優良表彰と所長表彰との間に設けて、総合評価の加点対象とする方向で検討してまいります。

このときの要件としまして、評定点80点以上のすぐれた工事の中で地域に貢献する企

業、例えば県管内に活動拠点を置く企業などから、1 土木事務所 5 件程度、土木事務所 30 件を選考していきたいと考えております。具体的にはどのような基準や要件がよいのかといったことにつきましては、現場の事務所長の意見なども聞きながら決めていきたいと考えております。

一方で、従来から所長表彰につきましても、評定点 75 点以上の小規模工事への受賞機会の継続といった要望がありましたので、引き続き試行を行ってまいりたいと考えております。

加点対象となります表彰件数につきましては、左の現行制度では知事表彰 10 件、優良表彰 10 件の計 20 件でしたが、右の変更案では、新たに優良所長表彰を 30 件を考えておりますので、知事表彰は 10 件から 5 件としまして価値を高めてまいりたいと考えております。

加点対象としない所長表彰の件数につきましては、現行の 60 件から優良所長表彰の 30 件を減じました 30 件程度ということを考えております。

また、報告書へお戻りください。

今後のスケジュールにつきましては、この表彰制度の見直し案に基づきまして、優良表彰については平成 25 年度に完成した工事を対象に、平成 26 年度の募集から工事を表彰していきます。

新設する優良所長表彰につきましては、26 年度に試行した後に平成 27 年度から加点対象にする方向で検討してまいります。

今回のこの表彰制度の見直しにつきましては最終的なものではなく、さらによいものになりますよう、これからも P D C A サイクルを回しながら、制度の改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎中内委員長 何か質疑はありませんか。

◎武石委員 この表彰制度の見直しについては、ともすれば硬直化しがちだった状況に風穴があいたという気がします。また、これを一つのモチベーションにして、新たなまた技術者が技術を磨いていくという道が開けたと評価したいと思います。

そこで、先ほどの建設管理課長からの活性化プランの話とあわせて部長に、これは要請をしておきたい話があります。

人事当局も絡む話なんで、ぜひ庁議で取り上げていただきたいのは、今のこの表彰の御説明にありましたが、土木の技術者のなり手が非常に減っておるという現状があります。ここをふやしていかないと災害対策もおぼつかない、そしてまた高知県に非常に重要な社会基盤整備も順調に進んでいかないという大きな問題があると思います。人材をいかに育てるか。

そういう観点からいくと、今県内の土木業者あるいは業界でどういうことが言われてる



かという、工業高校や高専、そういったところから新人を採用して一人前の技術者になるためには、それは何年かかかります。多く聞くんですけど、せっかく育てた技術者を県が採用をして、さあこれから会社の役に立ってもらおうと、本当これからもう幹になっていく人材が会社から抜けていくという話をよく耳にするんですね。人事当局にもその話しをしたことがあるんですが、県は県でやっぱり優秀な職員を採用したいという思いもあるんで、それもよくわかるんですけど、ここでね、どうしても矛盾を感じざるを得ないんですね。

個人的な案で言うと、移住促進を今やっとするし、県がそういった社会人の技術者を採用するのであれば、できれば県外からI・Uターン者を優先的に採用するとかしてくれたらなあと思います。

ただ、県内の民間土木業界で働く技術者からしたら、県に途中からでも採用してもらいたいという気持ちもそれはわからんでもないんで、非常に難しい問題ということはおわかってますが、そういう課題があるということをぜひ庁議でも一度、こういった取り組みしていただいているわけですから、その課題について協議をしていただいて、結果はどうあろうとですね、そういう問題があるということを県庁としても認識をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

◎奥谷土木部長 人材の育成の問題でありますし、企業にせっかく行って、そこで役立つとされた人が、変な言い方をすれば県庁に途中で引き抜かれたということもあると、実際二、三件あるようにも聞いておりますし、そういうつもりではないにしても、職業がどうしても本人の選択の自由というこれ憲法上の保障の問題もありますし、なかなかそれに対して制約をかけるのもいかなものかという議論もあることも承知しております。

一方では、民間も給料の面もだんだん今改善されておりますし、処遇も改善されておけば、また民間目指す方もふえてくるかなと思ひまして、まず業者、業界をレベルアップ、育てていくという中で、そういうところにも働いていきたいという若者がふえるようにしたいと今考えとります。

何分こういったところ、庁議の前に少しかちっと人事当局のほうと相談を一度してみたいと思います。その上でまた対応にどういうものがあるのか、現実の推移もよくよく注視しながら対応とっていきたいと思います。

◎中内委員長 ほかに。

(な し)

◎中内委員長 ないようでしたら質疑を終わります。

以上で土木部を終わります。どうもありがとうございました。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了し、この後の審査についてはあす行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎中内委員長 それでは、以後の日程については、あすの午後1時から行いますので、よろしくお願いをします。本日の委員会はこれで閉会します。

(15時17分閉会)